

# 徳島の提言・要望

*Only one Tokushima*



平成21年 5月

 徳 島 県

徳島県政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、我が国は、「百年に一度」の経済危機に直面する中、「国・地方をあげて緊急の経済・雇用対策」を実施しているところであります。

本県においても、「経済・雇用対策重視」の視点で、1月補正予算と21年度当初予算を合わせた「15か月予算」を編成したのに加え、さらなる経済・雇用対策の展開を含め、この未曾有の状況に「拳県一致」による取り組みを進めております。

特に、「いけるよ！徳島」～踏ん張り中～をキャッチフレーズに掲げ、この大きなピンチを「徳島飛躍のチャンス」に変える気概と、「徳島が国内外に誇り得る優位性」への自信を持って、一日も早い経済危機脱出を目指し、全力を尽くしているところであります。

また、県民の皆様が「誇りと豊かさを実感できる21世紀の徳島づくり」を加速させるため、「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」に掲げる7つの基本目標に基づく、重点的な施策展開を図るとともに、より一層厳しさを増す財政状況の下で、持続可能な財政構造への転換を目指して、「とくしま未来創造プラン」や「財政構造改革基本方針」を踏まえ、限られた行財政資源を最大限に活用しながら、徹底した行財政改革を進めております。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本県が、立ち遅れている社会資本の整備を図り、実効性のある施策を推進していくためには、本県独自の努力はもとより、国の基本姿勢として、「経済・雇用対策」の充実強化とともに「地方重視の施策展開」に軸足を置いていただき、地域の実情に即した各種制度の創設や財源確保などの支援策を講じていただくことが必要不可欠であります。

国におかれましては、平成22年度の予算編成並びに施策の展開に当たり、本書に取りまとめました「徳島の提言・要望」につきまして、本県の実情を十分に御理解いただき、御検討くださいますようお願い申し上げます。

平成21年5月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 目 次

### 「オープンとくしま」の実現

- 1 地方分権改革の推進について（内閣府，総務省） .....1-1
- 2 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について（総務省） ..... 2-1
- 3 公共事業における国直轄事業負担金制度の見直しについて  
（農林水産省，林野庁，国土交通省） .....3-1
- 4 公共工事入札の電子化への支援について（国土交通省） .....4-1
- 5 租税特別措置法の収用特例の適用を受けるための要件の緩和について  
（財務省，国土交通省） .....5-1
- 6 国土利用計画法が定める土地売買等届出制度の見直しについて（国土交通省） .....6-1
- 7 人権が尊重される社会の実現について（総務省，法務省，文部科学省） .....7-1

### 「経済飛躍とくしま」の実現

- 8 頑張る中小企業支援制度の創設について（厚生労働省，中小企業庁） .....8-1
- 9 農業・農村の構造改革を推進するための政策展開について（農林水産省） .....9-1
- 10 農林水産業を総合的に支援する技術拠点の整備促進について（農林水産省） .....10-1
- 11 「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」推進のための制度整備について  
（厚生労働省，農林水産省，林野庁，水産庁） .....11-1
- 12 中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について（中小企業庁） .....12-1
- 13 地域中小企業の新たなビジネスチャンスの支援について  
（財務省，厚生労働省，中小企業庁） .....13-1
- 14 環境配慮型産業の育成強化について  
（財務省，経済産業省，資源エネルギー庁，環境省） .....14-1
- 15 地域資源活用プログラムや農商工等連携支援事業における助成金交付対象等の  
拡充と一連の申請手続きの合理化について（農林水産省，中小企業庁） .....15-1
- 16 都市部からのUターン者の創業に対する支援（ふるさと回帰対策）について  
（総務省，財務省，中小企業庁） .....16-1
- 17 障害者，若年者の就職支援について（厚生労働省） .....17-1
- 18 米政策の見直しについて（農林水産省） .....18-1
- 19 国営土地改良事業について（農林水産省） .....19-1
- 20 畜産経営安定対策の充実について（農林水産省） .....20-1
- 21 土地改良事業における農家負担の見直しについて（農林水産省） .....21-1

### 「環境首都とくしま」の実現

- 22 下水道など污水处理施設の整備促進について  
（内閣府，総務省，財務省，農林水産省，水産庁，国土交通省，環境省） .....22-1
- 23 木質バイオマス燃料等の導入促進について（文部科学省，農林水産省，林野庁，  
経済産業省，資源エネルギー庁，国土交通省，環境省） .....23-1
- 24 にぎわいのある河川空間の創出について（国土交通省） .....24-1
- 25 豊かで美しい港の再生について（国土交通省） .....25-1
- 26 循環型社会の形成に向けた施策の推進について（経済産業省，環境省） .....26-1
- 27 環境美化対策の充実強化について（環境省） .....27-1
- 28 剣山周辺地域におけるニホンジカの食害防除対策について（環境省） .....28-1
- 29 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について（総務省，林野庁） .....29-1
- 30 地籍調査事業の促進について（国土交通省） .....30-1

## 「安全・安心とくしま」の実現

31	陸上自衛隊の配置について（防衛省）	31-1
32	高病原性鳥インフルエンザ対策について（農林水産省）	32-1
33	災害予防対策の推進について（国土交通省）	33-1
34	港湾施設の戦略的維持管理を行うための財政支援について（総務省，国土交通省）	34-1
35	南海地震対策について	
1	南海地震対策について（内閣府，総務省，消防庁，文部科学省，林野庁，水産庁，国土交通省，気象庁）	35-1-1
2	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく支援の延長・拡充等について（内閣府，総務省，消防庁）	35-2-1
3	学校施設の地震防災対策の促進について（内閣府，総務省，消防庁，文部科学省）	35-3-1
4	地震防災対策用資産の取得に関する支援について（内閣府，総務省，財務省）	35-4-1
36	津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充・統合について（水産庁，国土交通省）	36-1
37	住宅ストックの利活用のための耐震改修等支援の充実について（国土交通省）	37-1
38	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業などの採択基準の緩和について（国土交通省）	38-1
39	高速道路施設用地の津波避難場所としての一部利用について（国土交通省）	39-1
40	大規模地震対策における港湾の国直轄事業負担金の軽減について（国土交通省）	40-1
41	ダム管理施設の戦略的な維持管理と長寿命化の推進について（国土交通省）	41-1
42	吉野川・那賀川直轄河川改修事業等の推進について（国土交通省）	42-1
43	港湾・海岸整備について（国土交通省）	43-1
44	土砂災害対策の推進について（国土交通省）	44-1
45	里山砂防の推進について（国土交通省）	45-1
46	災害対策等緊急事業推進費の拡充強化について（総務省，国土交通省）	46-1
47	養殖ブリ・カンパチの原産地表示について（農林水産省）	47-1
48	地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について（文部科学省，厚生労働省，農林水産省）	48-1
49	地域における医療の確保・充実について（内閣府，総務省，消防庁，文部科学省，厚生労働省，社会保険庁）	49-1
50	難病に係る治療研究事業の安定的な実施について（厚生労働省）	50-1
51	消費者行政の機能強化について（内閣府，公正取引委員会）	51-1
52	新型インフルエンザ対策について（厚生労働省）	52-1
53	警察基盤の充実強化について（警察庁，総務省）	53-1

## 「“まなびや”とくしま」の実現

54	地方国立大学への「国立大学法人運営費交付金」の安定的な配分について（文部科学省）	54-1
55	海外留学奨学金制度の充実について（文部科学省）	55-1
56	学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について（総務省，文部科学省）	56-1
57	新学習指導要領の円滑な導入・実施について（文部科学省）	57-1
58	高等学校における学力向上対策等に係る事業の拡充について（文部科学省）	58-1
59	特別支援教育の充実・強化について（総務省，文部科学省）	59-1
60	スクールカウンセラー等の充実について（文部科学省）	60-1
61	次世代育成支援対策の着実な推進について（内閣府，財務省，文部科学省，厚生労働省）	61-1

## 「“みんなが”とくしま」の実現

62	DV対策の強化について（内閣府，警察庁，法務省，厚生労働省）	62-1
63	介護保険制度の円滑な運営について（厚生労働省）	63-1
64	発達障害者支援制度の整備について（厚生労働省）	64-1
65	移住・交流施策の促進について（総務省，農林水産省）	65-1
66	新たな中山間地域等直接支払制度の創設について（農林水産省）	66-1
67	地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について（総務省，財務省）	67-1
68	「新過疎法」の制定と過疎地域に対する支援施策・措置の拡充について （総務省，農林水産省，国土交通省）	68-1

## 「“にぎわい”とくしま」の実現

69	本州四国連絡道路の通行料金の引き下げ等について（国土交通省）	69-1
70	羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて（国土交通省）	70-1
71	徳島飛行場の拡張整備事業について（国土交通省）	71-1
72	港湾荷役施設等に関する財政支援制度の臨時的な創設について（国土交通省）	72-1
73	「地方道路整備臨時貸付金制度」の充実について（国土交通省）	73-1
74	地方の道路整備の促進について（国土交通省）	74-1
75	「地域活力基盤創造交付金」を活用した交通基盤整備の推進について （国土交通省）	75-1
76	新直轄方式による高速道路整備に伴う「予算確保」及び合併施行方式に係る 「地方財政措置」について（総務省，国土交通省）	76-1
77	高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について（国土交通省）	77-1
78	徳島自動車道と高松自動車道間の「乗り継ぎ制度」の導入について（国土交通省）	78-1
79	「国の施策に関連した道路整備」に対する支援措置について（国土交通省）	79-1
80	「徳島県高速道路新料金活用戦略」に対する連携・支援について（国土交通省）	80-1
81	徳島市内の鉄道高架化について（国土交通省）	81-1
82	地方バス路線の負担軽減対策について（国土交通省）	82-1
83	四国旅客鉄道株式会社の経営安定化について（国土交通省）	83-1
84	内航フェリー航路の維持について（国土交通省）	84-1
85	地域の特性を活かした「観光圏」の整備促進について（観光庁）	85-1
86	地域自立・活性化交付金の拡充強化について（国土交通省）	86-1
87	地上デジタル放送への円滑な移行について（総務省）	87-1
88	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録とまちづくりの推進について （文化庁，国土交通省）	88-1
89	「四国のみち」の保全活用を支援する新たな助成制度の創設について （国土交通省）	89-1



# I 「オープンとくしま」の実現





# 1 地方分権改革の推進について

県担当課（室） 政策企画総局

## 【提言・要望の趣旨】

第二期地方分権改革は、「自治立法権」・「自治行政権」・「自治財政権」の自治三権を備えた完全自治体である「地方政府」を目指すものであり、その推進にあたっては、地方の実情を十二分に踏まえ、「国と地方の役割分担の明確化」・「国から地方への権限移譲」・「地方税財源の充実強化」など、地方の主体性・自立性を確立するための分権改革を同時一体的に断行すること。

## 【徳島県の現状と課題】

21世紀の我が国は、「個性豊かで多様性に富んだ、活力あふれる地域社会」を形成するため、住民の意思に基づき地方行政を運営する「住民自治」を基本としながら、地方公共団体が自らの権限と責任のもと、「地域のことは地域で決める」ことができる「真の地方分権社会」の実現を目指しています。

現在進められている第二期地方分権改革については、既にこれまで地方分権改革推進委員会から2次にわたり、基礎自治体優先の原則に基づく「国から地方への権限移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」、「国の出先機関の見直し」等の勧告が行われており、今後、今期分権改革の成果を左右する「地方への財源移譲をはじめとする税財政改革」を柱とする第3次勧告が予定され、さらに本年度中には「地方分権改革推進計画」の閣議決定、「新分権一括法案」の国会提出が行われることとなっており、まさに「地方分権新時代」の実現へ向け、正念場を迎えています。

このような中、本県においては、県民の目線に立った「生活者のための地方分権改革」実現に向け、全力で取り組んでいるところであり、今後、分権改革の具体化にあたっては、地方の声を的確に反映いただく必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 自治立法権の充実

地方が主体性・自立性を確立し、「地域のことは地域で決める」ことができるよう、国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方公共団体が地域振興政策を包括的に推進するため「義務付け・枠付けの見直し」「条例制定権の拡大」等を大胆に実行してください。

### 2 自治行政権の強化

「食の安全・安心」「医療・福祉」など住民生活に直結する事務・事業に関しては、地方が自己完結で行政を運営できることが必要であります。

また、権限と財源は密接不可分であることを踏まえ、その権限に見合った十分な財源とともに、これらの地域に密着した事務・事業については、優先的に国から地方へと権限を移譲してください。

### 3 自治財政権の拡充

真の地方分権改革実現のためには、「偏在性が少なく、安定性を備えた地方税財政体系」の構築が必要であり、その実現に向け、早急な取組を行ってください。

また、新たな体系へ移行するまでは、格差是正のため地方交付税の果たす役割は極めて大きく、その「総額の確保」と「財源保障・財政調整機能の充実強化」のため、あらゆる対策をとってください。

### 4 国における取組

「地方分権改革推進計画」及び「新分権一括法案」の策定とその実行にあたっては、自治三権を備えた「地方政府」の確立のために、地方分権改革推進委員会の勧告を十分に尊重するとともに、関係府省の誠意ある対応を確保いただき、さらに国民の関心と理解を深めるよう特段の配慮を行ってください。

## 2 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について

県担当課（室）財政課，税務課，市町村課

### 【提言・要望の趣旨】

平成 18 年度までの三位一体の改革の成果，及び地方分権改革推進法の趣旨を踏まえつつ，今後の二期改革においても，真の地方自治を確立する観点から，国と地方の税財政改革を進めるための取組を行うこと。

特に，都市部と地方との地域間財政力格差を踏まえ，本県のような財政力の脆弱な地方公共団体においても，自らの選択と財源で，地方の個性に応じた効果的な行政サービスが提供できるよう，地方財政基盤の充実等を図ること。

中でも，地方交付税については，地方財政の運営に支障が生じることのないよう，必要な措置を講じ，今後とも必要となる総額を確保するとともに，地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき法定率を引き上げることにより，財源保障・財政調整機能を堅持すること。

### 【徳島県の現状と課題】

平成 21 年度の地方財政対策では，「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ，地域の雇用を創出するため，地方交付税の特別枠として「地域雇用創出推進費」が措置されるなど，一般財源総額は確保されたものの，世界的な経済危機に起因した県税収入の大幅減と相俟って，その効果は限定的であり，平成 16 年度以降本県において削減され続けてきた地方交付税の額が，1,200 億円を超えていることからすれば，一定の評価はするものの，地方交付税総額の完全な復元には至っていない状況にあること，さらに，本県の 21 年度当初予算においては，臨時財政対策債の倍増により，実質的な地方交付税は増額になっているものの，地方交付税そのものは大幅な減少となっております。

その一方で，これからの自主的，自立的な真の地方分権時代における地方公共団体の役割は，経済・雇用対策，地球温暖化防止対策，南海地震対策をはじめとする防災対策，人口減少・少子高齢化対策，さらには食の安全・安心対策などで，ますます重要性を増しており，これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の体質強化が急務となっております。

今後の国・地方を通じた新たな税財政制度については，地域間格差に配慮し，本県のような財政力の脆弱な地方公共団体においても，安定的な地方財政基盤が確立できるよう，十分に配慮してください。

## 【提言・要望の具体的内容】

1 地方税については、真の地方分権を実現するための歳入基盤の確立には、地方税源の充実強化が不可欠であることから、消費税を含む税制の抜本改革時には基幹税である地方消費税の充実を図り、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系の構築に取り組んでください。

2 地方交付税については、地域間の税源偏在・財政力格差の是正や、地方公共団体が法令等により義務付けられた事務事業を数多く担っていることに鑑み、今後とも、必要となる総額を確保するとともに、財源保障・財政調整機能を充実してください。

特に、平成16年度の三位一体改革に名を借りた地方交付税の大幅削減以降、本県では刻々と財政状況が悪化する中、一般財源不足に対処するため財政調整的基金も底をつくまでに減少し、更には全国的に厳しい水準となる給与削減に踏み切るなど、行財政改革に懸命に取り組んできましたが、もはや歳出の削減努力だけで住民の暮らしを支えるのは限界に達しております。

このような非常手段によらず、財政運営を可能にする一定水準の財源を確保できるよう、基準財政需要額の妥当・適切な算定を行い、「地方交付税の完全な復元」による財源保障機能の早急な回復に取り組んでください。

なお、臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講じてください。

また、市町村への配分については、基準財政需要額の算定において、「過疎、山村等の条件不利地域」や、国土保全や環境面で貢献をしている「森林」、「中山間地域」の需要額を充実するなど、財政基盤の脆弱な市町村への重点配分に取り組んでください。

3 社会資本の整備については、国の政策により助長されてきた地域間格差の拡大に鑑み、今後の地域間競争において、公平なスタートラインを確保するため、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例」の充実など、整備の遅れた地域・財政力の乏しい地域が、必要な社会基盤整備に容易に取り組めるよう十分配慮してください。

4 「国直轄事業地方負担金」については、三位一体改革以降、地方交付税総額の大幅削減によって地方財政が逼迫する中、地方にとって過重な負担となっていることから、特に維持管理に係る負担金を早急に廃止することを前提に、当面は更なる負担軽減に取り組んでください。

また、当初に地方と国において協議の上、地方負担を決めていた直轄事業において、その後地方に対する十分な説明や理由の明示を行うことなく、事業費と地方負担を増額することがないように改善に取り組んでください。

さらに、直轄事業の実施に際し、いわば共同事業主体としての地方側の意見が十分に反映される仕組みを構築するとともに、事業費の内訳について、地方に対する説明責任が十分に果たされるよう、公正性、透明性の観点から一層の改善に取り組んでください。

### 3 公共事業における国直轄事業負担金制度の見直しについて

県担当課（室） 財政課，農林水産政策課，県土整備政策課

#### 【提言・要望の趣旨】

地方財政が逼迫する中，特に維持管理に係る国直轄事業の負担金を早急に廃止することを前提に，当面は更なる負担軽減に取り組むこと。

さらに，国直轄事業の実施に際し，いわば共同事業主体としての地方側の意向が十分に反映される仕組みを構築すること。

#### 【徳島県の現状と課題】

公共事業における国直轄事業は，高速道路の整備，拠点空港や港湾の整備など，国際競争力の強化につながる基幹をなす施設の整備や食料の安定供給の確保，国土資源の保全等に資するために大きな役割を担い，本県においても，四国横断自動車道をはじめとする幹線国道の整備，吉野川・那賀川の整備，徳島飛行場の拡張，国営総合農地防災事業など，県勢発展に不可欠な事業を担っております。

この国直轄事業の実施に当たっては，事業の便益を受ける地方が応分の負担を行うこととなっておりますが，三位一体改革以降，地方交付税総額の大幅削減によって地方財政が逼迫する中，国直轄事業負担金は，過重な負担となっており，更なる負担軽減と制度の改善が必要です。

特に，ストックの増加に伴い増大傾向にある維持管理費に係る負担については，新設・改良と異なり，地方財政法に基づく負担ではないこと，また，地方が新たな便益を受けるものではないこと，さらには，本来，管理主体の責務において経常的に行うべきであることから，廃止を前提とした見直しが望まれています。

一方，新設・改良に係る地方負担について，便益を受ける地方自治体が応分の負担をすることは，やむを得ないことではありますが，近年の地方財政の悪化を考慮し，更なる負担の軽減が必要です。

加えて，国直轄事業の実施に際しては，事業費の内訳など，地方に対する説明責任が十分に果たされるよう，公正性・透明性の観点から一層の改善が求められていることから，いわば共同事業主体としての地方側の意向が十分に反映される仕組みを構築することが必要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

近年の地方財政の悪化を考慮し，国直轄事業の負担金制度の見直しを行ってください。

- 1 今後，社会資本ストックの増加に伴い増大が見込まれる維持管理費については，地方が新たな便益を受けるものではなく，本来，管理主体の責務において経常的に行うべきものであり，早急に廃止すること。
- 2 新設・改良に係る地方負担については，厳しい地方財政を踏まえ，特に，国策として実行する大規模地震対応などの「災害予防」，高速道路などの「総合交通体系の整備」，食料の安定供給に資する「農業基盤の整備」については，国直轄事業負担金割合の低減や，基準財政需要額への適切な算入等による地方交付税措置など，実質的な地方負担の軽減を図ること。
- 3 国直轄事業の実施に際しては，いわば共同事業主体としての地方側の意向が十分に反映される仕組みを構築するとともに，事業費算定の明確化や事前協議の徹底など，地方に対する説明責任が十分に果たされるよう，公正性・透明性の観点から一層の改善を行うこと。

## 4 公共工事入札の電子化への支援について

県担当課（室） 建設管理課

### 【提言・要望の趣旨】

公共工事入札の電子化の取組が十分でない市町村での電子化推進のため、電子入札システムの導入経費に対する支援制度を設けるとともに、各自治体の既存システムと十分な連携が図れ、かつ事務の効率化につながる入札ポンドの電子化の構築を図り、各自治体が導入できるための支援を講ずること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では、「e - とくしま推進プラン」に基づき、ICT（情報通信技術）を利活用し、官民一体となり様々な分野での情報化を推進しており、平成 18 年度に公共工事での電子入札を全面導入し、電子納品も順次進めているところです。

国土交通省においては、「CALS / EC アクションプログラム」に基づき、公共事業での IT 化を推進されており、このプログラムにおいて、電子入札の全市町村への導入は、2010 年度までに進めることを目標としています。

電子入札は、発注者である自治体、受注者である建設業者等の「事務の効率化」や「コスト縮減」「利便性の向上」のみならず、入札における「透明性の向上」や「公正性」「競争性の向上」等、公共調達の上で非常に高い効果が認められます。

しかしながら、各自治体の財政状況の悪化、公共事業費等建設投資の縮小、また、建設業者の経営状況の悪化もあり、全国的に市町村レベルでの導入は遅れており、本県でも 5 市で運用開始（平成 21 年 4 月現在）されているのみです。

「e - とくしま推進プラン」・電子自治体・CALS / EC の推進には、市町村への電子入札導入が不可欠な状況であります。

また、より一層の入札契約の透明性の向上や技術と経営に優れた企業の伸長のため、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境の整備が図れる入札ポンド制度については、国土交通省で平成 18 年度に導入されて以来、都道府県でも導入されはじめているところであります。

しかしながら、現在の入札ポンドは金融機関等が発行する紙証書が用いられており、当制度の導入にあたり入札ポンドと電子入札システムとの連携が課題となっております。

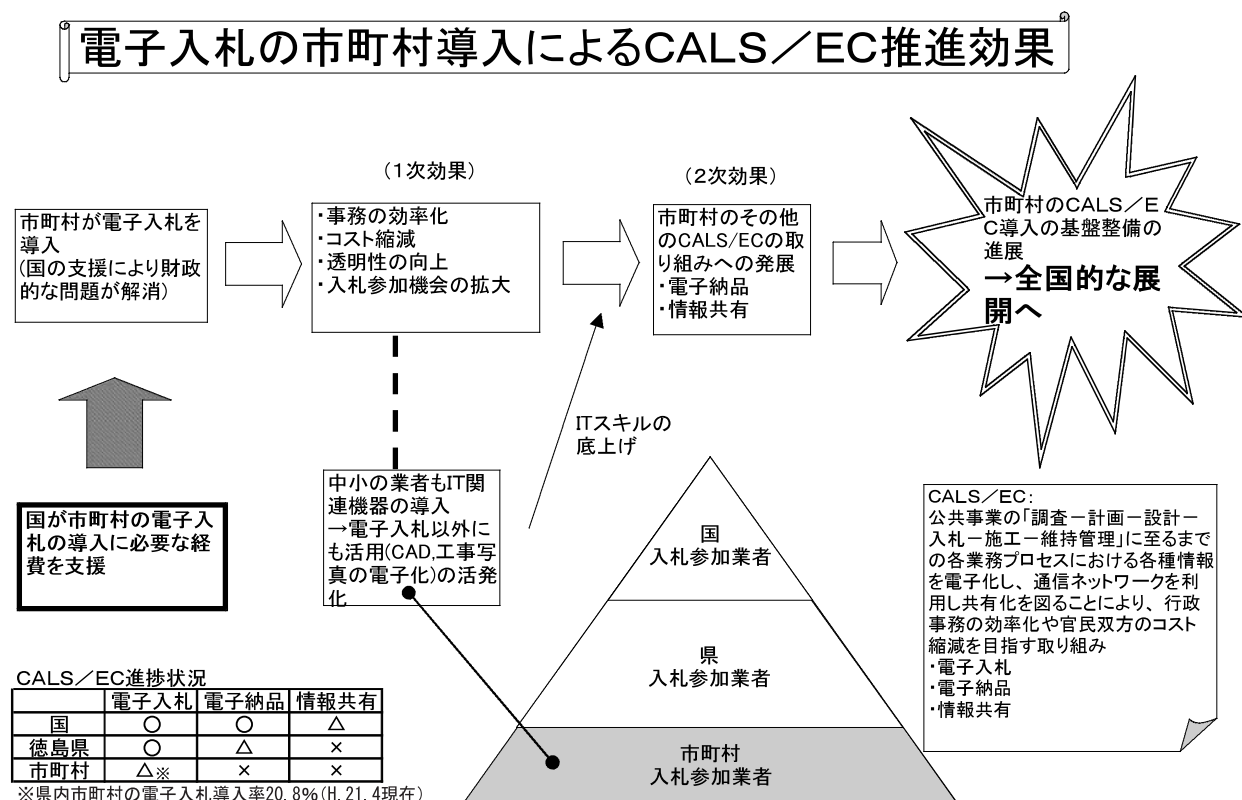


## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 電子入札システム推進費用の支援

電子自治体・CALS/ECの推進には、建設業界のCALS/ECの推進とともに、市町村への電子入札導入が不可欠であり、導入経費及び運営や更新費用についての財政的な支援制度を創設してください。

## 【事業概要図】



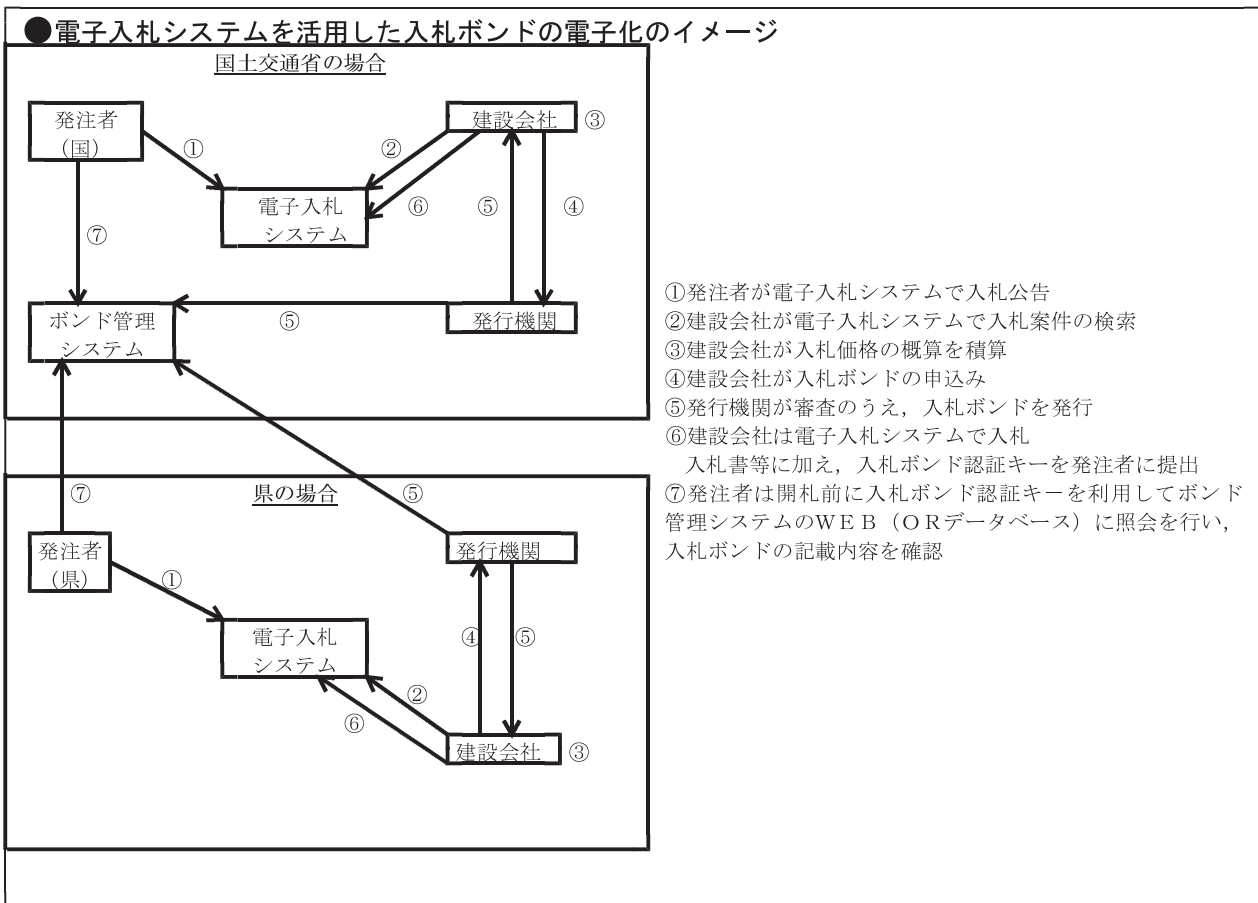
## 2 電子入札ポンドの構築及び導入支援

入札ポンドの電子化において、各自治体が利活用できるシステムの開発を行い、かつシステム導入の支援を行ってください。

虚 各自治体の電子入札システムと連携できる汎用性のあるシステム開発を行うこと。

邊 J A C I C 電子入札コアシステムに組み入れること。

### 【事業概要図】





## 5 租税特別措置法の収用特例の適用を受けるための要件の緩和について

県担当課（室） 用地対策課

### 【提言・要望の趣旨】

土地等の譲渡所得について、租税特別措置法が定める収用特例（課税の繰延べ及び5,000万円の特別控除）の適用を受けることのみを目的とする土地収用法による事業認定については、その手続を不要とした上で、例えば事業認定庁が発行する「事業の認定を受け得る証明書」等により、収用特例の適用が受けられるよう関係法令を見直すこと。

### 【徳島県の現状と課題】

本県においては、道路をはじめとする社会資本の整備が遅れており、現下の厳しい財政状況にあっても、県のみならず、県下市町村においてもその整備は極めて重要なことです。

公共事業の円滑な推進を図るためには、まず用地を取得することが第一歩であり、都道府県・市町村等（以下「起業者」という。）が行う公共事業のうち、道路・河川等のいわゆる特掲事業については、土地収用法による事業認定を受けることなく、土地等の譲渡所得について、租税特別措置法の収用特例の適用が受けられます。

しかし、特掲事業とはされていないものの、起業者が病院・庁舎等の事業用地を取得する場合、任意取得が可能で、かつ、公益性が高い事業であるにもかかわらず、事業認定を受けなければこの特例の適用が受けられない現行制度は、起業者が用地取得を進める上で大きな負担となっているのみならず、事業認定庁（国・県）にとっても負担となっています。

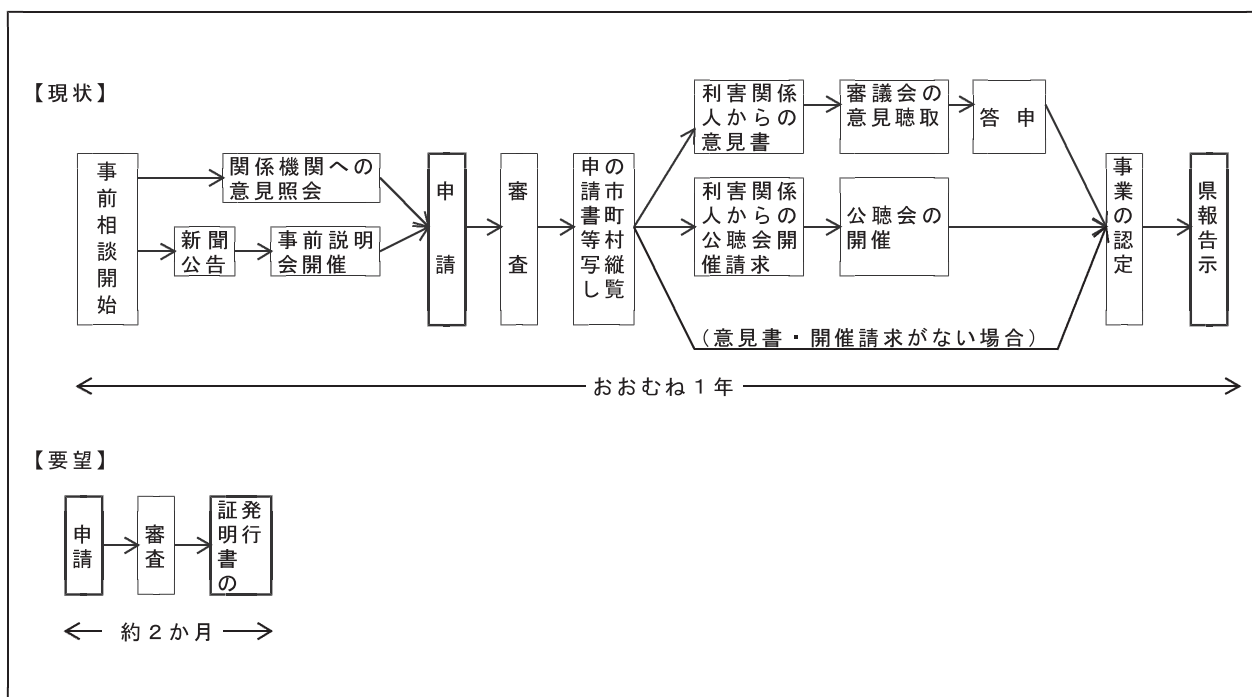
また、平成13年の土地収用法の改正により、平成14年7月10日からは、事業認定申請に先立ち、利害関係人に対する説明会の開催が義務付けられるなど、起業者が事業認定を受けるまでには、事業認定庁に対する事前相談開始時から平均1年程度を要し、このことは事業効果の早期発現を図る上で大きな妨げとなっています。

## 【提言・要望の具体的内容】

土地等の譲渡所得について、租税特別措置法が定める収用特例の適用を受けることのみを目的とする事業認定については、その手続を不要とした上で、次のとおり、関係法令を見直してください。

収用特例の適用を受けるための必要書類として、租税特別措置法施行規則第14条第5項第2号で、土地収用法第3章の規定による「事業の認定を受けた」ものである旨を証する書類と規定していますが、これを「事業の認定を受け得るもの(事業の認定を受けたものを含む。)」である旨を証する書類と変更するなどにより、収用特例の適用を受けることができるように要件を緩和すること。

## 【事業概要図】



## 6 国土利用計画法が定める土地売買等届出制度の見直しについて

県担当課（室） 用地対策課

### 【提言・要望の趣旨】

都道府県の裁量により、国土利用計画法第23条の規定に基づく土地売買等の届出義務の対象を定めることができるよう、関係法令を見直すこと。

### 【徳島県の現状と課題】

国土利用計画法第23条は、売買等により取得した土地の区域及び面積の区分により、土地に関する権利の取得者に対し、土地の所在する市町村長を経由して、土地の利用目的、価格等について知事に届け出ること（事後届出）を義務づけています。

地価の上昇が著しく、土地利用転換の需要が旺盛であった法施行時（昭和49年12月）には、土地取引価格の規制と適正な土地利用を図るため、土地を取得する前に届け出ること（事前届出）を求めていましたが、地価の下落傾向を始めとする土地をめぐる様々な状況変化を受け、平成10年9月1日以降は現在の事後届出制度となったものです。

本県におけるこの土地取引届出の内容を見ますと、土地売買等の届出の相当部分は、土地利用の転換を伴わず、かつ、取引価格も低廉な山林（保安林を含む。）の取引です。特に都市計画区域外において届出の必要な総土地取引件数のうち、山林の取引件数は90%を超えており、これらの取引に係る利用目的、価格とも何らの問題もありません。

地価の下落傾向が続いている中、このような土地取引についても事後とは言え、土地に関する権利の取得者に届出義務を課すことは、届出義務者のみならず県及び市町村の負担ともなっております。

このことから届出対象を都道府県が自主的に決定できるよう、関係法令の改正をお願いするものです。

## 【提言・要望の具体的内容】

都道府県の裁量により，国土利用計画法第 23 条第 2 項第 1 号八で規定する区域（都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域以外の区域）における土地売買等の届出義務の対象を定めることができるよう，関係法令を改正してください。

### 参考

徳島県における国土利用計画法第 23 条に基づく届出（必要）件数の推移

	届出が必要な			都市計画区域外			
	総土地取引件数 (A)	うち山林の取引件数 (B)	山林の取引割合 (B/A)	において届出の必要な総土地取引件数 (C)	うち山林の取引件数 (D)	山林の取引割合	
						(D/C)	(D/A)
17 年度	113	64	57%	41	40	98%	35%
18 年度	127	63	50%	54	49	91%	39%
19 年度	139	87	63%	77	73	95%	53%
平均	126	71	56%	57	54	95%	43%

山林には保安林を含む

西日本高速道路（株）の届出を除く

## 7 人権が尊重される社会の実現について

県担当課（室） 人権課

### 【提言・要望の趣旨】

人権が尊重される社会の実現を図るため、人権救済及び人権教育・啓発に関する施策について、必要な措置を講ずること。

### 【徳島県の現状と課題】

国においては、平成 12 年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されております。また、人権擁護施策推進法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、平成 13 年 5 月に「人権救済制度の在り方について」、同年 12 月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されています。

本県においても、平成 16 年 12 月に、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解決のために様々な施策を展開しております。また、平成 19 年 4 月には、本県の人権教育・啓発推進の中心的役割を果たす拠点として「人権教育啓発推進センター（愛称：あいぽーと徳島）」を開設し、国、市町村、民間団体等と連携を図りながら、人権教育啓発や人権相談等を実施し、人権尊重の社会づくりを進めています。

人権問題の重要な柱である同和問題については、結婚や就職に際しての身元調査行為や差別落書など、人権侵害につながる行為が後を絶たないことから、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止を目的とした「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定するとともに、地対財特法失効後の同和問題の解決に向けての「基本方針」を策定し、施策を計画的に推進しているところです。

しかしながら、近年、急速に普及したインターネットによる情報発信の手軽さ・匿名性を悪用した差別書き込みが頻発し、また、グーグル社の「ストリートビュー」サービス等の新たな情報サービスにおいても、これを利用した人権侵害事件の発生が懸念されます。

以上のような状況を考えますと、インターネットによる人権侵害を防止するための措置など、人権教育・啓発に関する施策のなお一層の充実と迅速かつ効果的な人権救済制度の整備が必要であると考えています。



## 【提言・要望の具体的内容】

1 人権侵害による被害者の救済等の対応について、迅速かつ効果的に救済するための制度を早急に確立するため、次の事項に配慮した、実効性のある人権救済機関の設置を内容とする「人権擁護法」の早期成立など、必要な措置を講じてください。

慮 人権救済機関は、独立性を有するとともに、実効性のある機関とすること。

盪 地域社会で生じる人権侵害に対して、簡易・迅速な救済を行うため、地方にも人権救済機関を設置すること。

盪 地域社会における身近な人権擁護活動を促進するため、人権擁護委員制度の充実強化を図ること。

2 インターネット等を利用した悪質な差別事象が発生している状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、現行法等では対応できない事象に対応するため、差別行為の防止に向けて法整備を含めた有効な措置を講じてください。

3 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき必要な財政上の措置を講じてください。

## Ⅱ 「経済飛躍とくしま」の実現



## 8 頑張る中小企業支援制度の創設について

県担当課（室） 商工政策課，労働雇用政策課

### 【提言・要望の趣旨】

地域独自の中小企業振興条例に基づき，頑張る中小企業を応援する先進的な取組について，集中的かつ重点的に支援する制度を創設すること。

### 【徳島県の現状と課題】

現在，地域経済は，「百年に一度」とも言われる経済危機に直面しており，経済のグローバル化や成熟化に伴う競争の激化，環境問題への対応など，極めて厳しい状況に置かれています。このような厳しい経営環境の中においてこそ，中小企業は，21世紀型の企業像を目指し，常に変革にチャレンジし，創造的な事業活動に積極的に取り組むことが求められています。

こうした中，本県においては，県や中小企業者をはじめあらゆる主体が参画のもと「経済飛躍とくしま」の実現を図るため，平成20年3月に「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」を制定したところであり，この条例に基づき，中小企業が直面する，人材育成，資金調達，技術開発，販路開拓等の様々な課題を克服するための応援態勢を整備することが急務であると考えているところです。

こうした状況を踏まえ，本県では，中小企業の経営支援機能，金融支援機能などを担う経済団体と人材育成機能を担う県立テクノスクールが強く連携し，一体的に集積することで，中小企業者が一箇所で，迅速かつ的確なサービスを受けることができる，いわゆる「中小企業の総合的な応援拠点」構想に取り組んでおります。

今後，経済団体による中小企業者の全般的な支援充実はもとより，中央テクノスクール（仮称）を「21世紀型職業訓練施設」として，時代や産業界のニーズに対応した在職者のスキルアップを図る職業訓練やプラスアルファの技術を身につける複合訓練などの充実を図ることとしております。このように「企業経営と雇用」，「現在と未来」，双方の投資につながるような集中的かつ重点的な支援が不可欠であります。

## 【提言・要望の具体的内容】

- 1 「経営支援機能」及び「金融支援機能」を担う経済団体等に加え、「人材育成機能」を担う職業能力開発校（中央テクノスクール（仮称））が一体となった「中小企業の総合的な応援拠点」整備等の先進的な取組に対して、「地域力連携拠点事業」における制度を拡充し、研修等の人材育成に要する設備等に係る経費への支援を行ってください。また、より高度なワンストップサービスを提供するため、各機関が有する企業情報や文献情報等を連携させるシステムの構築等、中小企業を支援する機能面での充実に対し、交付金等の支援制度を創設してください。
- 2 「中央テクノスクール（仮称）」については、産業界との緊密な連携のもと、産業界の若手技術者を対象とした在職者訓練、プラスアルファの技術を身につける複合訓練、環境問題・ICT講座の実施などの充実を図ることとしており、こうした新たな機能に対応する補助金制度の拡充を図ってください。
- 3 中小企業の振興においては、大学をはじめとする高等教育研究機関が有する研究や人材育成機能が必要不可欠であるため、高等教育研究機関がその役割を果たすために必要な経費（中小企業支援のための研究開発経費、実践的な講座開設経費等）に対する支援制度を創設してください。

## 9 農業・農村の構造改革を推進するための政策展開について

県担当課（室） 農林水産政策課，とくしまブランド戦略課

### 【提言・要望の趣旨】

「新たな食料・農業・農村基本計画」の策定にあたっては，各地域や品目の特徴に応じた政策の展開を図ることを基本に，主体性や独自性を活かした効果的な支援に努めること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県の農業は，企業的な経営を展開する経営体と，安定的な生産・出荷組織のもとで生産を継続する家族経営や兼業経営等の様々な経営体により成り立ち，園芸品目を中心に麦・大豆や飼料作物等を組み合わせた多様で生産性の高い農業が営まれています。

こうした生産構造を背景に，これまで，国の施策の活用と県独自のきめ細かな施策を組み合わせることで農業の振興や農村の活性化に取り組み，京阪神主要市場への出荷額では全国で一，二位を占める生鮮食料供給地となっています。

このような中，国においては，2010年以降の農政の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」の策定作業を進めていますが，これまで以上に各地域や品目の特徴に応じた施策により，多様な農林水産業が展開できるよう，地域の主体性や独自性を活かした効果的な支援が必要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 野菜価格安定制度の見直しについて

輸入食品への不安が高まる中，食料自給率の低下や耕作放棄地の増加が課題となっており，安全安心な野菜の消費者への安定供給や国内生産地の維持拡大が求められています。

一方，野菜産地においては，近年の気象変動や輸入農産物の急増により，販売価格が低迷し，野菜価格安定制度により経営は維持されているものの，資金造成にかかる生産者と県の負担は増大しております。さらには生産資材等のコストも上昇し，生産者の経営は悪化しております。

そこで，国産野菜産地を維持・拡大し，耕作放棄の解消と食料自給率を向上させ，安定的な供給を確保するため，野菜価格安定制度の資金造成に係る国負担割合を，水田経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）並に引き上げてください。

また，価格補てんの基準価格を市場価格から，生産費を考慮した再生産価格に変更してください。

### 2 「強い農業づくり交付金」など交付金事業のうち「地域提案メニュー」の運用に当たっては，支援対象となる機械施設を「農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け農林水産事務次官依命通知）」の適用除外とし，地域の自主性や裁量性が発揮できるようにしてください。

### 3 バイオマスとして利用可能な資源作物の栽培振興について

バイオマス燃料の原料として利用可能な資源作物の多収性品種を早期に育成・普及するとともに，導入した場合の栽培助成制度を創設してください。

### 4 WTO及びFTA・EPA交渉に向けての姿勢について

WTO及びFTA交渉において，わが国が主張する，日本をはじめ各国の多様な農業が共存できる国際規律の確立を図るとともに，日豪EPA交渉についても，米，麦，牛肉，乳製品，砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど，断固たる態度で交渉に臨んでください。

## 10 農林水産業を総合的に支援する技術拠点の整備促進について

県担当課（室） 農林水産総合技術支援センター企画研究課・普及教育課

### 【提言・要望の趣旨】

農林水産業との連携による事業創出や他産業からの就業促進，地球環境保全対策等総合的な課題に対する取組みを促進するため，研究・研修教育・技術普及を一元的に行う総合技術支援拠点整備事業を創設すること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では，厳しい国内経済状況から停滞する農林水産業に対する支援強化を図るため，平成 17 年度，農林水産分野の研究・研修教育・技術普及機関を統合し「徳島県立農林水産総合技術支援センター」を発足しました。

センターでは，企画調整部門の主導による分野横断的研究課題の設定や外部評価制度の導入，関係機関の連携による迅速な研究成果の普及，教育水準のレベルアップなど着実な成果を上げています。

一方，近年の経済のグローバル化や地球環境保全などを背景とした産業構造の変革の動きの中で，農商工連携の促進，他産業からの雇用の受け皿としての期待，温暖化対策への貢献や消費者の国産ニーズの高まりなど農林水産業，農山漁村への期待はこれまで以上に高まっています。

これらの期待に的確に応え，農林水産業・農山漁村の活性化につなげていくためには，地域に根ざした技術開発を加速していくと共に，新たな人材や多様な分野の企業等を一元的に受け入れ，協働，連携による新産品開発や継続的な技術支援，人材育成を総合的かつ効率的に行うことができる拠点の構築が不可欠です。

こういった観点から，多くの都道府県で農林水産関係機関の再編が進められる中，本県では，全国に先駆け県下に分散している技術拠点を集約化し，総合技術支援拠点を P F I 手法を導入し整備することとしています。

しかしながら，国における農林水産関係の技術支援拠点整備に対する支援は，新規就業者の研修教育拠点の整備に要する経費については一定の支援があるものの，総合的な技術拠点整備への支援事業は想定されていません。

このため，研究・研修教育・技術普及を一元的に行う総合技術支援拠点整備事業の創設が必要となっています。



## 【提言・要望の具体的内容】

平成 22 年度予算編成に当たり見直しが予定されている「強い農業づくり交付金のうち農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業」について

- 1 農林水産業に関する「研究・研修教育・技術普及」を一元的に行う総合技術支援拠点整備事業を創設し、所定の予算を確保してください。
- 2 創設事業の事業実施主体については、民間活力導入による効果的・効率的な整備が図れるよう「PFI事業者」を含めてください。

# 11 「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」推進のための制度整備について

県担当課（室） 農林水産政策課

## 【提言・要望の趣旨】

新たに農林水産業に従事する者について，雇用保険の給付対象とすること。

農林水産業を始めようとする者（企業）に対し，実践的な知識・技術の取得を支援する制度を創設すること。

## 【徳島県の現状と課題】

本県の農林水産業は，恵まれた自然環境と高い技術に裏打ちされた特徴ある生産により，地域経済を支える基幹産業として発展してきました。

しかしながら，近年，担い手が大きく減少し，併せて高齢化が著しく，中山間地域の耕作放棄地や森林の荒廃が増加するなど，将来に向けて持続的な発展を目指すためには，担い手の確保と若返りが必要となっています。

そのため，本県においては，現下の厳しい経済雇用環境の中で，企業業績の悪化等に伴う離職者を，本県農林水産業の将来の「担い手」として積極的に受け入れるため，「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」を立ち上げ，支援策の充実を図っています。

また，建設業から林業への参入を促すため，森林組合等と連携し，森林整備を進めるための路網整備や，林業技術の取得を目的とした研修事業等の支援策を行っているところです。

農林水産分野における雇用創出を，短期的な「雇用のミスマッチの解消」と「本県農林水産業の労働力確保」とともに，「定住人口増加」や「地域の活性化」といった中長期的な課題の解決にもつなげる必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

現下の厳しい経済雇用環境の中，離職者を農林漁業の担い手として，積極的に受け入れるため，国においては，次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

- 1 新たに農林水産業に従事する者について，雇用保険の給付対象とすること。

（注釈）

事業主に雇用される労働者については，労基法の規定により毎月1回以上賃金の支払いを受けることが保証されているが，新たに農林水産業（個人事業）に従事する場合にあっては，収入を得るまでに相当の期間を要することから，この間の収入確保を図る必要がある。

- 2 新たに農林水産業を始めようとする者（企業）に対し，実践的な知識・技術の取得を支援する制度を創設すること。

（注釈）

農業法人や森林組合等での雇用を前提としたOJT研修を支援する制度や，新規就農者の事前研修に活用できる無利子資金制度はあるが，新たに農林水産業を始めたい者（企業）に対する基礎的な知識・技術の講座や実践研修について支援する制度はない。

また，起業する場合には，しばらくの間収入が得られないため，研修期間について，住居費の支援や収入の一部助成などを含め，充実した制度を創設すること。

## 12 中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について

県担当課（室） 地域経済課

### 【提言・要望の趣旨】

我が国の産業活力や雇用の維持・創出に重要な役割を担っている中小企業の金融円滑化を図るため、信用保証協会の経営安定の確保や緊急保証制度による支援強化など、「信用補完制度」の一層の充実を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では、「百年に一度」の経済危機に際して、セーフティネット資金をはじめ、県中小企業向け融資制度による支援の強化とともに、県信用保証協会等との緊密な連携体制を構築した結果、県内における緊急保証制度の実績は、平成 21 年 3 月末現在、四国全体の約 30% に当たる「3,638 件」、「約 523 億円」に達しております。

一方、県信用保証協会における平成 20 年度の代位弁済は、643 件、約 57 億円に達し、金額ベースでは前年度比 32.7% 増と「過去 10 年間で最悪」の状況となっており、今後、緊急保証制度の保証承諾額の増加や経済情勢の一段の悪化によって代位弁済が増加した場合、県信用保証協会の経営が不安定になり、中小企業に対する保証姿勢に影響が出かねないと強く懸念しております。

こうした点を踏まえ、信用保証協会が引き続き適正かつ積極的に保証承諾ができるよう、協会における貸倒リスクの負担を軽減することで経営の安定を確保するとともに、制度創設以後、中小企業の資金繰り支援に大きな役割を果たしている「緊急保証制度」に適用される中小企業信用保険の保険料率を軽減するなど、信用補完制度の一層の充実を図っていただきたいと考えております。

なお、去る 4 月 3 日には、全国知事会による「緊急雇用対策に関する提言・要請」におきましても、同趣旨の要望が国に対してなされているところです。

（参考 1）四国における徳島県の緊急保証の状況（H21.3 末現在）

保証承諾実績	徳島県（A）	四国全体（B）	徳島県の構成比（A/B）
件数	3,638	11,892	30.6%
金額（百万円）	52,292	177,196	29.5%

（ H20.11 末：56.2% ）

（参考 2）徳島県の新規保証承諾額の状況

（単位：百万円）

新規保証承諾額	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 19 年度（A）	8,273	7,688	8,016	4,613	4,947	5,302
平成 20 年度（B）	3,674	19,415	21,199	7,536	7,135	6,685
うち緊急保証分		17,492	19,110	6,095	5,076	4,519
対前年度比（B/A）	44.4%	252.5%	264.5%	163.4%	144.2%	126.1%

## 【提言・要望の具体的内容】

- 1 中小企業の金融円滑化に向けて、信用保証協会の経営の安定を確保し、より積極的に保証承諾ができるようにするため、社団法人全国信用保証協会連合会が信用保証協会に対して行う「損失補償」の補填率を、現行の中小企業信用保険による補填を除いた金額の「80%」から「90%」に引き上げるとともに、これに対する支援（補助）を強化してください。
  
- 2 中小企業者の資金繰り支援において、保証枠が10兆円拡大された「緊急保証制度」がより一層活用されるよう、次の措置を講じてください。
  - 盧 緊急保証制度の対象業種について、「法令上の保証対象外業種」や「中小企業性の薄い業種」を除く全業種の指定
  - 盪 中小企業信用保険制度の保険料率について、緊急保証制度に適用される「普通保険」（保険料率0.41%）及び「無担保保険」（同0.29%）の保険料率の軽減

## 13 地域中小企業の新たなビジネスチャンスの支援について

県担当課（室） 地域経済課

### 【提言・要望の趣旨】

「資源新時代」に対応して中小企業が実施する、経営革新計画を承認する制度を創設するとともに、新たに従業員を雇用する際に利用できる奨励金制度を創設すること。

「資源新時代」とは・・・脱炭素化、資源の希少化等を背景に、省資源等の取組が世界的に、急速に進む時代

### 【徳島県の現状と課題】

世界的な経済危機や資源価格の乱高下などの経済構造の急激な変化は、脱炭素化や、原材料・食糧等諸資源の希少化などに対応して、新たな事業展開を図る地域の中小企業にとっては、大きなビジネスチャンスであり、人材の確保・育成のチャンスであります。

本県では、新エネ・省エネ・省資源等による経営革新に取り組む企業への支援制度を、平成20年秋に創設しておりますが、21年度はさらに支援を拡大して「資源新時代対応企業支援事業」を実施することとしております。

しかし、さらに地域の活力創造を支援するためには、設備投資減税、雇用面などにより、事業者の一段の体力強化を図っていく必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

世界的な経済危機や資源価格の乱高下などの経済構造の急激な変化は、脱炭素化や、原材料・食糧等諸資源の希少化などに対応して、新たな事業展開を図る地域の中小企業にとっては、大きなビジネスチャンスであり、人材の確保・育成のチャンスであることから、こうした事業展開を、設備投資や雇用面から助成する制度を創設し、地域の活力創造を支援してください。

### 1 資源新時代対応経営革新計画の承認制度の創設と設備投資減税・教育訓練費税額控除の実施

資源新時代に対応して、中小企業が実施する資源新時代対応の経営革新を承認する制度の創設と、承認計画に係る設備投資には、現在審議されている改正産業活力再生特別措置法と同様に即時償却（100%）を認めること。

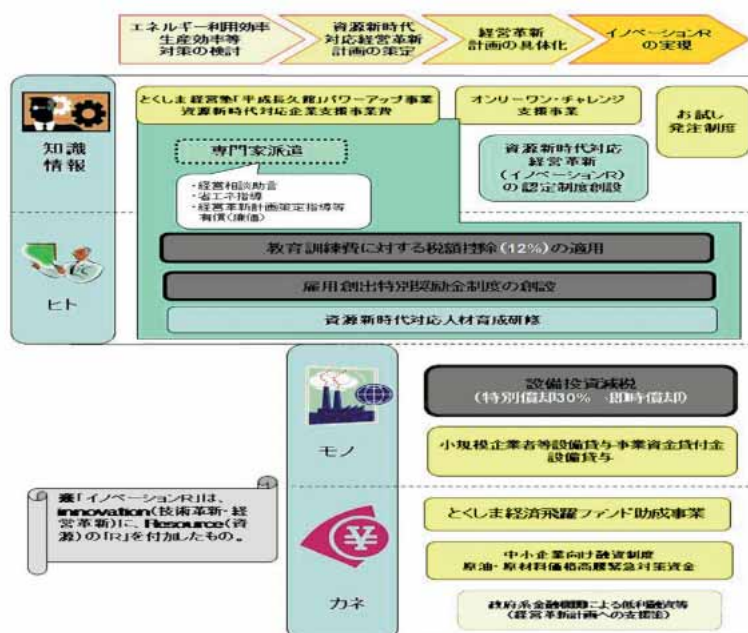
また、経営革新計画実施のための教育訓練費について、12%の税額控除（注）を適用すること。

（注）中小企業等基盤強化税制のうち教育訓練費に対する税額控除教育訓練費が労働費用の0.15%以上である者について、対象となる教育訓練費については8～12%の税額控除を受けることができる。

### 2 雇用創出特別奨励金の創設

中小企業等の人材確保と雇用の受け皿を拡大するため、資源新時代対応経営革新承認計画において、事業者が新規に従業員を雇用する際に助成を行う「雇用創出特別奨励金制度」を創設すること。

## 【資源新時代対応企業支援事業（イノベーションR）】



## 14 環境配慮型産業の育成強化について

県担当課（室） 新産業戦略課，産業立地課

### 【提言・要望の趣旨】

日本経済の早期回復と低炭素社会の実現を両立させるため，LED，リチウムイオン電池をはじめとする世界最高水準の技術を誇る環境配慮型産業を育成強化するための施策を実施すること。

### 【徳島県の現状と課題】

21世紀は環境の世紀であり，高性能，省エネルギー，小型，軽量であり，優れた環境特性を有する「LED」や「リチウムイオン電池」の需要が国際的に急速に拡大しており，今後，一層の需要拡大が見込まれる状況にあります。

韓国においては，LED産業の育成を国家戦略のひとつに位置づけ，LEDの技術開発や基盤整備などを支援する計画にあります。

本県は，世界最大の「LEDメーカー」と「リチウムイオン電池工場」が共に立地する類い希なる地域であり，この二大特性を生かし，県内の中小企業を巻き込み，世界的なLED産業の集積地を目指す「LEDバレイ構想」の推進を図るとともに，リチウムイオン電池を核に産学官共同による「次世代エネルギー活用促進研究会」を設置し，「LED」と「リチウムイオン電池」等を組み合わせた複合製品の開発検討など，新産業の創出に向けた取組を促進しているところであります。

また，県内中小企業が開発した応用製品をお試し発注として，県の関係機関が率先購入し，販売促進や信頼性の向上につなげる取組を行うとともに，LEDランプやLED蛍光灯をはじめ，独立型ソーラー駐輪場システムを県庁舎に設置し，県庁舎を実証実験フィールドとして提供しているところであります。

国内企業の高い技術力を背景とした世界最高水準の環境配慮型製品を巡っては，激化する国際競争のもとで安全かつ一層の性能・技術向上といった企業努力が求められておりますが，需要と販売価格の相関関係から比較的高コストであるため，高品質な製品が国民生活レベルにまで十分浸透するに至っていない状況にあります。

「百年に一度」といわれる未曾有の経済危機のなか，国を挙げた環境配慮型産業の育成と製品の大規模な需要を加速度的に創出させる施策を実施することにより，技術革新と製品価格の低減を通じた企業の国際競争力を強化するとともに，産業活動や国民生活におけるエネルギー関連支出の抑制を通じた低コスト社会の実現に資するものと考えております。

こうしたことを踏まえ，日本経済の早期回復と低炭素社会の実現を両立させるため，LEDとリチウムイオン電池などが切り拓く新しいエネルギーシステムの構築や技術革新を通じた世界最高水準の技術を誇る環境配慮型産業を育成強化するための施策が不可欠であります。

（参考）

#### 【韓国における支援計画】

- ・2012年までに技術開発や基盤推進費として4,000億ウォン（日本円：約300億円）を投入
- ・照明市場の30%をLED照明に切り替えるため，3,500億ウォン（日本円：約260億円）を投入
- ・高効率のLED照明使用者には，設置奨励金（設置費用の15～30%水準）を創設



## 【提言・要望の具体的内容】

- 1 韓国においては、国を挙げてLED産業の育成強化を図っており、我が国においても、環境配慮型産業の育成強化を国の重要施策として推進するとともに、企業の研究・技術開発や地域が進める産業集積等に対して、積極的な支援を行ってください。
- 2 環境配慮型産業の地方での集積を促進するため、財政支援として「法人税の優遇措置（グリーン・ニューディール税制（仮称））」を創設してください。
- 3 環境配慮型産業が集積する本県の特性を活かし、国の施策として、新エネルギーシステム、産業づくり、まちづくりの実証実験を本県において実施してください。

### 【具体例】

県庁で実証実験を行っている独立型ソーラー駐輪場システム、また、次世代エネルギー活用促進研究会において開発予定の「多機能防災灯」等による省エネで災害時にも役立つ製品を活用したモデル地域

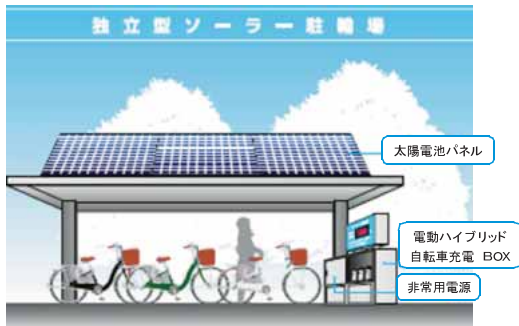
- 4 LED応用製品の普及促進を図るため、製品の安全面での法整備やLEDの性能規格を早期に制定するとともに、一定の品質水準をクリアしたLED応用製品の国の各省庁における積極的な導入や地方公共団体での導入、消費者の購入促進に対して支援を行ってください。

### 【本県の取組】

県内中小企業が開発したLED応用製品を、お試し発注として県の関係機関が率先購入

## 【具体的なイメージ】

独立型ソーラー駐輪場 (平成 21 年 3 月 18 日 徳島県庁駐輪場をテストベッドに実証実験を開始)



発電効率世界ナンバーワンの「太陽光パネル」

+

最新の「リチウムイオン電池」

+

新基準対応の「電動アシスト自転車」

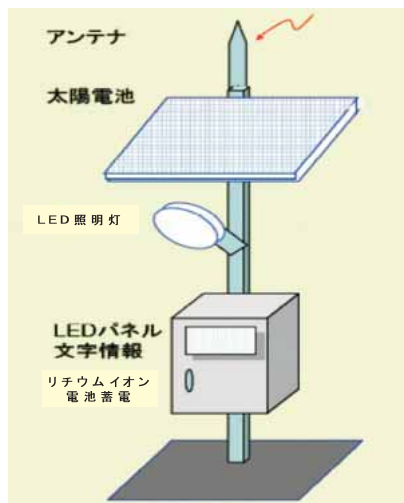
+

災害時の非常用電源

**特徴**

- 太陽の恵みから得たクリーンなエネルギーを、効率よくエネルギー密度の高いリチウムイオン電池に蓄え、電動ハイブリッド自転車用電源に充電。また災害等の停電時には非常用電源として活用できる、化石燃料を一切使わない完全独立型のクリーンなシステムです。
- 将来、電力のない屋外にて、今後増加していく電動車両充電用及び自然災害時用の電源供給を始め、家庭用及び公共用など、小型から大型まで需要に応じた多様な用途への応用展開が期待できます。

多機能防災灯 (次世代エネルギー活用促進研究会において開発予定)



発電効率世界ナンバーワンの「太陽光パネル」

+

最新の「リチウムイオン電池」

+

「LED照明」

+

災害時の情報パネル

お試し発注 (本県の取組)



LEDダウンライト (県庁ロビー)



LED街路灯 (高等学校)



## 【提言・要望の具体的内容】

地域資源活用プログラムや農商工等連携支援事業の助成金交付対象に，設備投資費を追加してください。

また，事業申請，助成金交付申請あるいは事業報告書等については，提出書類の簡素化，わかりやすい記載例を添付するなど，一連の事務手続きの合理化を検討してください。

## 16 都市部からのUターン者の創業に対する支援（ふるさと回帰対策）について

県担当課（室） 地域経済課

### 【提言・要望の趣旨】

都市部からのUターン者の創業を支援するため、地方自治体に対する財政的支援や日本政策金融公庫の創業関連融資における特利設定を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

「百年に一度」の経済危機に直面し、我が国の国内総生産が大幅な減少となるなど、未曾有の状況に突入しており、輸出関連産業をはじめとした、ほぼ全ての業種において、企業業績や雇用情勢に急激な悪化を招き、実態経済に深刻な影響を及ぼしております。

こうした状況の中、本県では、「緊急経済・雇用対策」として、中小企業資金繰り対策の強化等を行う「経済対策」、ふるさと雇用再生特別基金等を活用し新たな雇用創出する「雇用対策」に加え、本県独自の対策として、県外で離職された本県出身者を産業創造の新たな担い手として受け入れる「ふるさと回帰対策」を実施しております。

商工分野では、「産業人材ふるさと回帰プロジェクト」として、県外で離職した本県出身者が、小売・飲食業等で創業する場合に、経営相談、入居先の斡旋等の支援に合わせて開業費の一部を助成する「『ふるさとショップ』開業支援事業」や、Uターン開業するIT事業者等にオフィスを無料で提供する「あったかビジネス『ふるさと回帰』事業」などの支援施策を創設し、受け入れ体制の整備に努めております。

しかしながら、県外からの離職者による円滑な創業を進めるためには、経営ノウハウ、事業資金等への支援制度について、更なる充実が必要不可欠であります。

## 【提言・要望の具体的内容】

本県では、厳しい経済情勢のなか、都市部を中心に雇い止め等による経済難民が発生していることを受け、こうした人材が都市部からUターンして徳島で創業することを積極的に支援するための支援施策を創設しました。制度の更なる充実のため、次の支援措置を図ってください。

- 1 地方自治体の「都市部からのUターン者の創業支援」の取組に対し、「ふるさと回帰対策交付金」(仮称)を創出すること。
- 2 日本政策金融公庫の創業関連融資において、特利Cの適用対象に「県の創業者認定を受けた『都市部からのUターン者』の事業」を追加すること。

(参考)

### あったかビジネスパラダイス事業

本県では、平成19年度から県単独事業として、独自の技術や知識等を活かし、新たに創業する者等の優れた事業計画を認定し、関係機関が連携支援する「あったかビジネスパラダイス事業」を実施している。

その支援策の一つとして、日本政策金融公庫徳島支店には、創業関連資金の設備資金について、あったかビジネスパラダイス事業の計画認定を受け、かつ事業の技術・ノウハウの新規性の確認を受けた事業に、特利Cを適用する御協力を頂いている。

これは、日本政策金融公庫が「特別資金における資金使途」を統一的に定めている内規において、創業関連資金の特利Cの適用対象として「技術・ノウハウ等に新規性が見られる特定の方の事業」が掲げられているのを、地域の事情に合わせて運用したものである。

同様に当該内規における適用対象として「県の創業者認定制度の認定を受けた『都市部からのUターン者』の事業」を追加することにより、創業を支援していただきたい。

日本政策金融公庫の貸付金利(平成21年4月24日現在)

< 5年以内の場合 >

基準金利	2.4%
特利A	2.0%
特利B	1.75%
特利C	1.5% (新事業活動促進資金で経営革新計画の承認事業者に適用)
特利J	1.35% (環境・エネルギー対策資金に適用あり)
特利O	1.1% (地域活性化・雇用促進資金に適用あり)

## 17 障害者，若年者の就職支援について

県担当課（室） 労働雇用政策課

### 【提言・要望の趣旨】

障害者や若年者の職業的自立を図るため、「障害者雇用納付金制度による助成金」や「若年者トライアル雇用制度」の拡充により、障害者や若年者の就職支援を強化すること。

### 【徳島県の現状と課題】

「百年に一度」の世界的な景気後退に伴い、本県の雇用情勢は、有効求人倍率が低下し、非正規労働者の解雇が急増するなど、多数の離職者の発生や事業所の閉鎖などが懸念されているところであります。

特に、障害者については、障害者自立支援法の施行により、一般雇用への移行が喫緊の課題となっているにもかかわらず、依然として厳しい状況が続いております。

また、若年者については、近年、雇用形態が多様化し、非正規雇用が拡大する中、長期間にわたり、「パート」など不安定就労を余儀なくされている「年長フリーター」の就職支援が緊急かつ重大な課題となっております。

こうした中、本県においては、未来に伸びゆく「経済飛躍とくしま」の実現を目指し、平成19年度に「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」を策定しており、障害者の職業的自立に向け、県民運動として、障害者雇用を促進するため、「とくしま障害者雇用促進憲章」を制定し、また、県内有識者、経済団体、障害者団体等で組織する「とくしま障害者雇用促進県民会議」を核として、「とくしま障害者雇用促進行動計画」を策定し、具体的な施策を定め、障害者に対する施策を総合的に展開することとしております。

また、若年者の職業的自立に向け、「徳島県若年者就職サポートセンター」において、職業相談から職業紹介までの雇用関連サービスを提供するとともに、県立テクノスクールにおいて職業能力開発を行うなど、積極的に事業を実施することとしております。

しかしながら、少子化による人口減少社会の到来を控えて、活力ある社会を維持するためには、「障害者雇用納付金制度による助成金」や「若年者トライアル雇用制度」の拡充により、障害者や若年者の就職支援を強化する必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

1 マンパワーや資金力が限られている中小企業において、障害者雇用を促進するためには、障害者の能力が最大限に発揮されるよう職場環境の整備や能力開発等への総合的な支援が不可欠であります。

つきましては、障害者雇用納付金制度による助成金において、助成率や限度額の引き上げにより、中小企業に対する制度拡充を図ってください。

2 若年者の正規雇用化に向け、「若年者トライアル雇用制度」の支給対象期間を現行の「最長3か月」を「最長6か月」へ延長するとともに、支給額を現行の1人当たり1か月「4万円」を「5万円」へ拡充を図ってください。



## 18 米政策の見直しについて

県担当課（室） とくしまブランド戦略課

### 【提言・要望の趣旨】

農政改革において、米の生産調整を見直すに当たり、自給力の向上と併せ、農家経営が成り立つ仕組みとすること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では、生産調整が始まった昭和45年以来、米に代わる品目としてれんこん、なし、みかん、なると金時をはじめとした園芸作物への転換を積極的に進める生産調整に取り組み、水田を利用した園芸産地を形成するなど、農業振興と生産調整を一体とする、効果的な推進を図ってきました。

近年、農業者の高齢化などにより、園芸品目の生産面積が伸び悩む中、生産調整の強化が行われたことから、転作に対する限界感が広がり、平成7年度以降（平成16年度を除く）、生産調整が未達成となる状況が続いています。

米や麦、大豆に対する経営の依存度が低いという、本県の農業構造から、水田畑作経営所得安定対策が、直接、担い手確保に繋がりにくいため、園芸等集約型農業の担い手育成確保対策についての更なる支援対策が求められています。

## 【提言・要望の具体的内容】

今後、農政改革を審議するにあたって、米の生産調整の見直しにおいては、次の点を考慮してください。

- 1 現行の米政策は、相次ぐ追加対策で、支援策が積み重なり、複雑になっているため、農家が理解しやすい「明瞭で分かりやすい制度」とすること。
- 2 新たな生産調整の手法を検討するに当たっては、過去の実績にとらわれることなく、交付金は、転作面積割りとし、転作率も全国一律とするなど、都道府県別配分を見直すこと。
- 3 「水田フル活用」対策では、食料自給率向上を図るため、対象作物を新規需要米、麦、大豆、飼料作物とし、作付け拡大に対する支援が行われていますが、園芸県である本県においても、効果が発揮されるよう園芸品目の担い手育成にも繋がる水田フル活用対策を講じること。
- 4 食料自給率向上を図るため、米粉用米の需要拡大、主食用米の消費拡大を今まで以上に、積極的に推進すること。
- 5 米粉用米・飼料用米・飼料用稲の取り組みが経営として成り立つ制度を構築すること。
- 6 新規需要米と同様の主食用米に使用されない「醸造用米」を転作作物として生産振興できるよう制度を見直すこと。

## 19 国営土地改良事業について

県担当課（室） 農地整備課

### 【提言・要望の趣旨】

国営土地改良事業に係る地方負担の軽減，及び事業完了後の維持管理費の軽減を図るとともに，事業効果の早期発現を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

吉野川や那賀川下流地域は，本県の優良かつ重要な農業地帯であり，国営総合農地防災事業により，これらの地域に良質で安定的な農業用水を確保することは，県が重点施策として進めている「新鮮とくしまブランド戦略」の推進に大きく寄与するものであります。

既に，吉野川下流域地区では，平成 20 年 6 月からは，里浦地区の全地域に通水され，スプリンクラーかんがいによる営農が可能となっており，また，那賀川地区においても，改修された幹線水路が順次供用されるなど，一定の事業効果が発現されております。

しかしながら，近年，県や市町の財政状況が著しく悪化してきており，国営事業の負担金がさらに大きな影響を与えております。

また，農家においても農産物価格の低迷や安い外国産農産物の輸入により，厳しい経営を余儀なくされております。

このようなことから，県，関係市町及び農家の負担軽減を図るとともに，事業効果の早期発現を図ることが必要となっております。

## 【提言・要望の具体的内容】

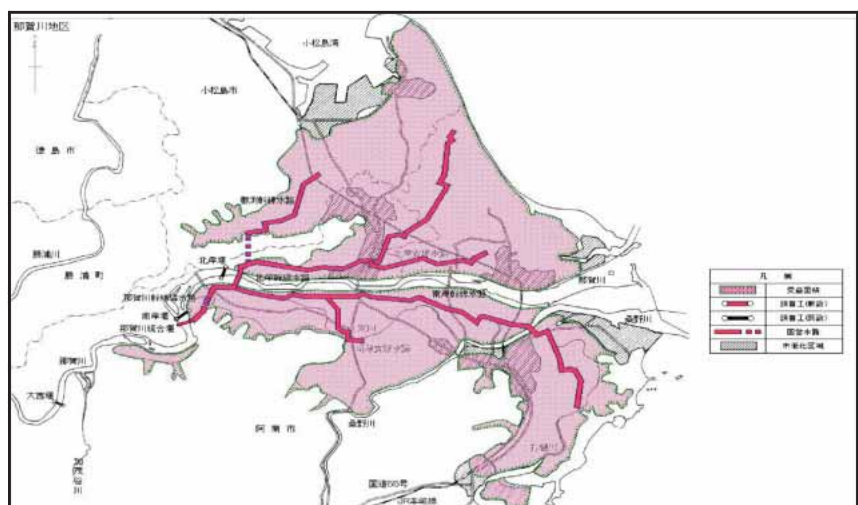
- 1 国営総合農地防災事業について，地方公共団体の負担軽減を図ってください。
- 2 国営総合農地防災事業により造成される施設について，維持管理費の軽減につながる施設整備を行うことなどにより，事業完了後の農家の負担軽減を図ってください。
- 3 国営総合農地防災事業の効果について，造成された施設の早期供用などにより，事業期間中であっても，効果発現が拡大していくよう，事業推進を図ってください。

## 【事業概要図】

### 吉野川下流域地区



### 那賀川地区



## 20 畜産経営安定対策の充実について

県担当課（室） 畜産課

### 【提言・要望の趣旨】

配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格の高止まりにも対応するよう、発動基準を見直すとともに、過去の補てん財源不足に伴う借入金の返済にあたっては、負担軽減のための措置を講ずること。

畜産物価格・経営安定対策について、すべての畜種において再生産が可能となるよう、一定の家族労働費が確保される制度の創設と財源の確保を図ること。

さらに、配合飼料の主要原料である輸入トウモロコシの代替となる飼料用米について、畜産農家における円滑な利用が図られる制度を創設すること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県の畜産は、農業の基幹部門であり、安全・安心で高品質な畜産物を安定供給する重要な使命を担うとともに、生産者と畜産関係団体・行政が一体となって産地づくりに取り組んでいます。

しかしながら、近年、BSE・鳥インフルエンザの発生や国際化の進展に伴う安価な外国産畜産物の輸入増加に加え、原油価格高騰を背景としたバイオエタノール需要の増加等により配合飼料価格が高騰し、畜産農家の経営は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況を受け、これまで県は畜産関係団体と連携し、飼料価格の上昇に対し、家畜の生産性の向上や自給飼料の増産など畜産物の低コスト生産対策を懸命に推進しておりますが、生産者の経営努力によるコストの吸収は限界に達しており、さらに配合飼料価格は現在も高値で推移するなど、畜産経営の存続が危ぶまれる非常事態となっております。

このため、国は平成20年度において、「畜産・酪農緊急対策」と2度の追加対策、さらに2度の補正予算を打ち出し、配合飼料価格の高騰等に対する経営安定対策を図ってきたところですが、配合飼料価格は依然高水準であるとともに、世界的な金融・経済危機のなか、消費の減退等により畜産物価格は下落しております。

こうしたことから、今後さらに、配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化と一定の家族労働費を補償し再生産が可能となる「畜産経営安定制度」、飼料用米の安定確保・利用対策の創設が必要であると考えます。

## 【提言・要望の具体的内容】

1 配合飼料価格安定制度について、急激な価格の上昇による影響を緩和する制度から、発動基準の算定基礎となる期間の長期化を図るなどにより、配合飼料価格の高止まりにも対応するよう制度を充実してください。

また、過去の通常補てん基金の財源不足に伴う借入金の返済にあたっては、異常補てん基金から原資の一部償還を行うなど、畜産農家の負担軽減のための措置を講じてください。

2 畜産物価格関連対策の財源の確保を図るとともに、経営安定対策について粗収益が家族労働費を下回った場合に補てんされる「肉用牛肥育経営安定対策事業」と同様に、すべての畜種において再生産が可能となる制度を創設してください。

3 配合飼料の主要原料である輸入トウモロコシの代替となる飼料用米について、畜産農家における円滑な利用が図られる制度を創設してください。

## 21 土地改良事業における農家負担の見直しについて

県担当課（室） 農山村整備課，農地整備課

### 【提言・要望の趣旨】

農業を通じ，国民は，国土保全などの多面的機能や安全・安心な食料の供給など，多くの恩恵を享受していることから，土地改良事業において，農家が負担することなく，必要な整備が行えるような措置を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県の基幹産業である農業は，食を支える生産活動（いとなみ）であると同時に，国土保全，水源かん養，自然環境の保全などの多面的機能を有し，農家により，これらの恩恵を都市部に住む多くの国民が享受しています。

また，近年輸入冷凍食品の残留農薬問題や国内における産地偽装問題などが立て続けに発生し，国民の「食の安全・安心」に対する意識が非常に高まっていることから，食料自給力・自給率の向上や，減農薬などの自然環境に優しい営農手法による「安全・安心」な農産物の安定供給が喫緊の課題となっており，多くの国民が期待しています。

しかしながら農家は，農産物価格の低迷や安い外国産農産物の輸入，燃油や資材の高騰などにより，所得を十分に確保できない状況にあります。特に中山間地域においては，所得問題に加え過疎化・高齢化などによる担い手不足により，集落維持活動が低下し，国土保全などの多面的機能の維持が困難な状況となっております。

一方，地方公共団体においても，三位一体改革に伴う大幅な地方交付税の削減や昨年来の「百年に一度の経済危機」により，厳しい財政運営を余儀なくされています。

本県の基幹産業として足腰の強い競争力のある農業を展開し，あわせて多面的機能の維持を図るためには，その基盤整備は必要不可欠なものであります。

このような状況において，本県の基幹産業である農業にかかる基盤整備を積極的に進めるため，農家負担を見直す措置を講じる必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

土地改良事業は、国土保全，水源かん養，自然環境の保全などの多面的機能や安全・安心な食料の供給など公益性が高いことから，農家負担金を支払う土地改良区等に対し，国費で農家負担金に充当できる交付金などの支援策を講じてください。



### Ⅲ 「環境首都とくしま」の実現



## 22 下水道など汚水処理施設の整備促進について

県担当課（室） ゴミゼロ推進室，水産課，農山村整備課，下水環境課

### 【提言・要望の趣旨】

「環境首都とくしま」の実現を目指す本県に対し，汚水処理施設整備に係る必要な予算の確保を図ること。

汚水処理施設への接続を促進するための制度の拡充，税制措置を図ること。

下水道事業における地方債制度の改善を図ること。

下水道事業の経営健全化を図るための施策の拡充を図ること。

浄化槽整備における助成制度の充実強化を図ること。

浄化槽の維持管理について合理的で住民負担の少ない制度を構築すること。

### 【徳島県の現状と課題】

「環境首都とくしま」の実現を目指している本県では，「徳島県汚水処理構想」を策定し，地域の特性に応じた公共下水道や集落排水施設，また合併処理浄化槽などの整備を効率的かつ計画的に推進しているところ。

現在，下水道整備は，県内 14 の市町において整備が行われておりますが，今後も，着実な整備促進が求められており，平成 22 年度においても，これまで同様，国による財政支援が必要不可欠であります。

また，下水道等の汚水処理施設は，整備された場合においても，高齢者など低所得者世帯では資金の調達が困難であるなどの理由により接続に消極的な事例が多く見受けられ，整備による水質保全効果が発揮されていない状況があります。そのため，接続率向上を促進するための補助制度の拡充や税制措置が求められているところであります。

さらに，供用開始後の市町村においても，起債の償還は大きな財政負担となっており，今後の円滑な事業推進のためには，償還期間の延長が強く望まれているところであり，特に，供用開始初期の市町村では，起債元利償還に多額の一般会計繰出を余儀なくされているなか，「財政健全化法」の施行により，今後，資金計画の大幅な見直しや起債制限により，恒常的に有収水量の増加が見込めないといった状況が危惧されています。

一方，下水道事業では，高度処理に伴い増加する維持管理費については，その 1 / 2 は使用料対象経費として繰出基準から控除されていますが，高度処理による事業効果は下水道使用者の便益を増進するものではなく，受益者負担の原則からも課題があるとともに閉鎖性水域の水質保全は，国の重要な政策課題であります。

また，市町村財政が悪化する中で，美しい潤いのある水環境を創造するためには，本県の汚水処理人口の 6 割を占める合併処理浄化槽整備についての助成制度の充実強化が必要であります。合併処理浄化槽整備においては，適正な維持管理を行うことができ，個人負担も少なく，計画的な整備が可能である浄化槽市町村整備推進事業において今後発生が予想される大規模修繕等に対する助成制度の創設や，古くから整備されてきた単独処理浄化槽や汲み取り槽を合併処理浄化槽への転換を促す撤去費の補助の拡充が必要であります。

このほか，維持管理費用については，保守点検や清掃，法定検査の 3 つを義務づけられていますが，この費用が高額であることなどで苦情も多く，制度の信頼性を揺るがす状況にあるため，早急に合理的で住民負担の少ない制度の構築が必要です。

主管省庁局名 内閣府，財務省主税局，総務省自治財政局，農林水産省農村振興局，水産庁，国土交通省都市・地域整備局，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

関係法令等 地域再生法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，浄化槽法，建築基準法，水質汚濁防止法，都市計画法，下水道法，地方自治法，地方財政法，地方公共団体の財政健全化に関する法律，租税特別措置法

## 【提言・要望の具体的内容】

- 1 汚水処理施設の整備は「環境首都とくしま」の実現を目指す本県の最重要課題であり、平成22年度においても、次の施設整備に係る予算措置を図ってください。
  - 盧 公共下水道の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
  - 邊 浄化槽の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
  
- 2 汚水処理施設への接続を促進するための制度の拡充、税制措置を図ってください。
  - 盧 下水道水環境保全効果向上支援制度、農業集落排水水質保全効果発揮促進事業及び強い水産業づくり交付金（漁港機能高度化目標）について、国が補助（交付）する対象者を、生活保護受給者だけでなく、高齢者などの低所得者世帯も対象とすること。
  - 邊 上記制度等の地区要件である接続率について、現状から6割（60％）にまで緩和すること。
  - 藪 汚水処理施設への接続に伴う排水設備工事を行う場合において、その工事費用の額の10％をその年分の所得税額から控除すること。
  
- 3 下水道事業債の償還期限の延長を図ってください。
  - 下水道事業における各種施設の平均耐用年数と同程度の償還期限となるよう償還期限を延長すること。
  
- 4 下水道事業において、供用開始初期の下水道経営健全化に必要な地方財政措置の拡充を図ってください。
  - 供用開始後30年未満が対象となっている「高資本費対策」について、汚水資本費が特に高水準にある供用開始初期の市町村に対する基準財政需要額算入率を引き上げること。
  
- 5 下水道事業において、高度処理に要する維持管理費に対する地方財政措置の拡充を図ってください。
  - 高度処理に要する維持管理費について、費用の1/2を使用料対象経費とするのではなく、全額繰出基準として特別交付税措置とすること。
  
- 6 浄化槽整備における助成制度の充実強化を図ってください。
  - 盧 浄化槽市町村整備推進事業において、市町村に対して今後発生が予想される大規模修繕等を助成する制度を創設すること。
  - 邊 撤去費補助において、地域によっては導入が難しい「単独処理浄化槽を合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置」の補助要件は削除し、補助対象を汲み取り槽まで拡大すること。
  
- 7 浄化槽の維持管理における合理的で住民負担の少ない制度を構築してください。
  - 盧 実際の使用状況に応じて保守点検や清掃、法定検査の期間延長等ができる制度を創設すること。
  - 邊 一時的に使用していない浄化槽の休止制度を設けること。
  - 藪 より安価で簡便なBOD検査手法を開発すること。

## 23 木質バイオマス燃料等の導入促進について

県担当課（室） 環境首都課

### 【提言・要望の趣旨】

吸収源対策としての森林整備を促進する上でも有効であり、食料と競合しないバイオマス燃料について、生産拠点を整備するとともに、公共交通機関への試験的導入等を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

昨年策定された低炭素社会づくり行動計画においては、2050年までの長期目標として、温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減することが明らかにされるなど、我が国においてもまさに国を挙げた地球温暖化対策の一層の推進が求められています。

この対策の一つとして、我が国の豊富なバイオマス資源を原料・燃料として十二分に活用することが大変効果的であると思われます。

本県においては、かつては林業が盛んでしたが、近年は用材としての木材価格の低迷と、これに伴う林業従事者の減少や高齢化、山林の荒廃、山村部の衰退など、大きな問題を抱えています。

このため、徳島県では「林業再生プロジェクト」及び「林業飛躍プロジェクト」を実施し、高性能林業機械により、平成19年度には6万8千俣に及ぶ間伐材を生産するに至っています。

一方で、このような用材以外に森林資源を活かす新たな取組として、徳島県那賀町や三好市では「バイオマスタウン構想」を策定し、このうち、那賀町では構想の具体化の一環としてバイオマス液体燃料を生産する実証プラントの設置が決まっています。

こうした取組を一層促進し、バイオマスエネルギーの効率的な生産技術の進展と流通・消費体制を早期に確立することは、地球温暖化対策に加え、山村部における地域再生への足がかりとなるものであり、環境と経済・社会の両立を図りながら、我が国全体を「低炭素社会」へと導くものと考えています。

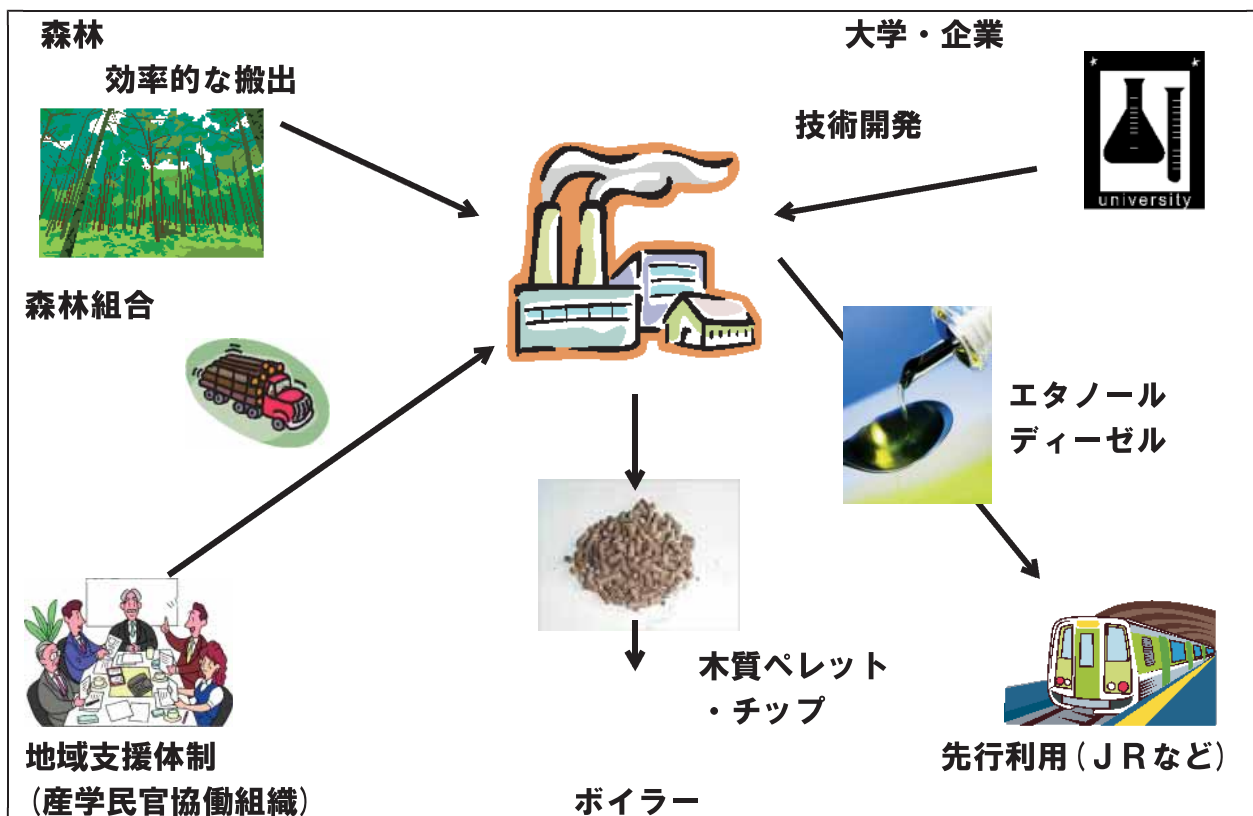
主管省庁局名 環境省地球環境局，農林水産省大臣官房，林野庁，経済産業省産業技術環境局，資源エネルギー庁，国土交通省鉄道局，文部科学省高等教育局  
関係法令等 地球温暖化対策の推進に関する法律，農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律，資源の有効な利用の促進に関する法律

## 【提言・要望の具体的内容】

山村部における木質バイオマス燃料等の生産技術の向上と流通・消費体制の確立を図るため、以下の施策を講じてください。

- 1 全国の主要林業生産地域に、バイオエタノールやバイオディーゼル、プラスチック等の生産に関して、産学民官による研究開発を行うとともに、生産や流通の拠点となるパイロット団地を設置・整備すること。
- 2 不要間伐材を木質ペレット・チップとして加工し、安定的に供給するため、流通の各段階で恒久的な価格補償を行うなど、エネルギーの地産地消が図られる制度を創設すること。
- 3 バイオマスタウン構想を策定した市町村に対して、構想内容に応じて各省庁が協議し、内容に応じ優先的かつ集中的に助成する「バイオマスタウン・テイクオフ」制度を構築すること。
- 4 バイオマス燃料の消費拡大についてのセルモータ機能を果たすため、電化が行われてない本県の鉄道の特性を逆に生かし、国の事業においてバイオディーゼルハイブリッド気動車や燃料電池気動車を開発し、先行導入すること。

## 【事業概要図】



## 24 にぎわいのある河川空間の創出について

県担当課（室） 河川整備課

### 【提言・要望の趣旨】

にぎわいのある河川空間を創出し、地域の魅力向上・情報発信を行うNPO法人の活動に対して支援できるよう「総合流域防災事業」の制度の拡充を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県の徳島市内の中心部は吉野川から分派した新町川と助任川が流れており、これまでに「新町川水際公園」や「光プロムナード」などの河川環境の整備に取り組んできたところです。このことから、平成17年に徳島県で開催した全国知事会の際には、他県の知事からは「東洋のベニスのような。」と評されました。

これは、河川及び公園管理者が実施するハード整備だけでなく、地域のNPO法人による河川清掃活動やイベント等によるものと考えています。

そのNPO法人は定期的に河川清掃を行うほか、川から「まちづくり」を考える活動や映画「眉山」の舞台となった新町川・助任川で囲まれた地域を周遊する「ひょうたん島クルーズ」を運行しています。

その船着き場は県や市などが連携してバリアフリー化しており、障害を持つ人でも容易に乗船ができるため、川で「癒し」や「やすらぎ」が体感できます。また、子供たちも船に乗って川から自分たちの「まち」を見て、川の大切さを理解して清掃活動等に参加しています。

こうした取組が評価され、今年の秋にはこの新町川を中心に「第10回川での福祉と教育の全国大会」が開催されることになりました。

さらに、明治から昭和初期にかけて徳島市と鳴門市の間を結んでいた「撫養航路」を復活し、新町川だけでなく吉野川や旧吉野川等を含めて、広域的な「観光」や「地域振興」に取り組んでいます。

河川をにぎわいのある美しく魅力ある空間とするためには、河川管理者による取組だけでなく、地域のNPO法人による川を活用した「にぎわいづくり」や子供たちへの「環境学習」等の取組が重要です。

平成21年度には、河川や水辺をまちづくり・観光の拠点として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村等に対し、河川管理者としてハードソフト両面から支援・推進する制度として「かわまちづくり支援制度」が創設されています。

そこで、にぎわいのある河川空間の創出やNPO法人が実施する河川愛護活動や川を活かしたまちづくり・地域振興について支援ができるよう「総合流域防災事業」の制度の拡充が必要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

複数の河川を一体として「まちづくり」や「観光の核」等に活用し、「にぎわいのある河川空間」として地域の魅力向上と情報発信を行うプロジェクトに必要なハード整備やソフト施策に対して支援できるよう「総合流域防災事業」の制度の拡充を図ってください。

- 1 舟運しゅうんの航路上の複数の河川において「にぎわいのある河川空間」の創出のため必要となる護岸の修景，案内板の設置やバリアフリー化した船着き場等の整備を事業の対象とすること。
- 2 NPO法人が河川や舟運しゅうんを活用して行う「環境学習会」などのソフト施策に対して必要となる経費の一部を支援できるよう事業の対象とすること。

参考 「にぎわいのある河川空間」の創出イメージ





## 25 豊かで美しい港の再生について

県担当課（室） 港湾振興管理課

### 【提言・要望の趣旨】

海域に漂流，堆積する廃棄物や，洪水時に河川から大量に流入する流木，所有者不明の沈廃船等は，港湾環境の悪化の原因となるだけでなく，航行船舶が沈廃船等に衝突するなどの事故や，東・南海地震等に起因する津波による被害の原因となるおそれがある。

一方，廃棄物，沈廃船等の処理費並びに海面清掃船，不法投棄監視船の建造費及び維持管理費は，財政上の大きな負担となっており，県単独費による支出のみでは，これまでどおり港湾の環境を維持することが困難な状況となっている。

については，港の環境保全に関する事業を国の補助対象とする制度を創設すること。

### 【徳島県の現状と課題】

港に不法投棄される廃棄物や，洪水の後に大量に流出する流木及び所有者不明の沈廃船は，港湾環境の悪化の原因となるだけでなく，航行船舶が流木等に衝突するなどの事故の原因となり，東・南海地震や津波による被害の原因となるおそれがあるなど，放置しておくとは様々な問題が想定されるため，日ごろからその撤去に努めているところです。

また，県が建造した海面清掃船による海面清掃活動については，民間企業，地元市，県が運営資金を負担し合って事業を実施している任意団体にその運営を任せております。

しかし，廃棄物や沈廃船の処理費，老朽化した海面清掃船及び不法投棄監視船の維持管理費並びに新たに船舶を建造するための費用の確保は，県にとっても，海面清掃活動を実施している団体にとっても，財政上の大きな負担となっています。

### 【提言・要望の具体的内容】

- 1 港湾環境の悪化及び航行船舶の支障となる廃棄物，流木及び沈没船などの処分に要する費用を補助対象とする制度を創設してください。
- 2 海面清掃船，不法投棄監視船の建造費及び維持管理費を補助対象とする制度を創設してください。
- 3 海面清掃活動を実施している団体に対する補助制度を創設してください。

## 26 循環型社会の形成に向けた施策の推進について

県担当課（室） ゴミゼロ推進室

### 【提言・要望の趣旨】

拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し、製造業者等によるリサイクルシステムを確立すること。

### 【徳島県の現状と課題】

#### < 各種製品のリサイクル制度の拡充 >

毎年、膨大な量の廃棄物が発生し、不法投棄をはじめとする不適正な処理の問題や最終処分場の残余容量のひっ迫など、深刻な状況が続いております。

廃棄物問題を解決していくためには、拡大生産者責任に基づくリサイクルシステムを確立していくことが最も有効であり、リサイクルシステムの各種製品への拡充が必要であると考えます。

なお、リサイクルシステムの導入に当たっては、デポジット（預かり金払い戻し）制度や処理費用の前払い方式への変更を推進する必要があるとともに、リサイクル料金等の徴収が必要な場合は、設定料金のできる限り詳細な情報公開が必要であると考えます。

#### < 拡大生産者責任確立への積極的な支援 >

拡大生産者責任に基づくリサイクルシステムを確立していくためには、製造業者のみならず製品の製造から廃棄に至る物流システムに関わる関係者による積極的な取組を促す支援措置が必要であると考えます。

国では、循環型社会形成推進科学研究費補助金制度によるレアメタル（希少金属）回収技術等の研究・技術基盤整備を進めていますが、製造業者等によるリサイクルシステム導入に向けた研究・開発等の取組を重点的な事業対象として、積極的に支援する制度の創設が必要であると考えております。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 各種製品のリサイクル制度の拡充について

拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し、製造業者等が自ら製造等した製品について、引取りや再使用・再生利用等を行うシステムを拡充してください。

その際、デポジット（預かり金払い戻し）制度や処理費用の前払い方式の導入など使用済み製品等の回収を促進する方策の検討を行ってください。

また、排出者からリサイクル料金等を徴収する場合は、製造業者等がリサイクル等の義務履行に要する費用などの情報をできる限り詳細に公表して、適正な設定料金の確保を図ってください。

### 2 拡大生産者責任確立への積極的な支援について

拡大生産者責任に基づく、社会経済システムの構築を推進するため、循環型社会形成推進科学研究費補助金による研究・技術開発への支援を積極的に推進してください。

具体的には、製造業者をはじめとする物流システムの関係者による徹底した再使用・再生利用を目指した製品等の企画開発プランや回収システム等の研究・開発を循環型社会形成推進研究事業における特別枠として位置づけ、重点的な支援を行ってください。

## 27 環境美化対策の充実強化について

県担当課（室） ゴミゼロ推進室，自然環境課

### 【提言・要望の趣旨】

環境美化対策を充実強化するとともに，自然公園における不法投棄に対する罰則の強化及び環境美化対策への支援措置を講ずること。

### 【徳島県の現状と課題】

「環境首都とくしま」の実現を目指す本県にとって，海，山，川をはじめとした多様で豊かな自然環境は将来世代に引き継ぐかけがえのない財産であり，美しい環境づくりに向けて積極的に取り組み，全国への情報発信を進めているところであります。

環境保全としてのごみ対策は，市町村による自治事務と位置づけられていますが，特に，森林面積が県土面積の7割を超える本県では，不法投棄の状況が山間部の谷底など回収が物理的に困難な場所への投棄が増えるなど悪質化しており，更に，本四架橋の開通など，近年の高速交通網の拡充に伴い大きく変化した社会状況の中で，県外との結接点にある山間地での不法投棄が増加している実態が指摘されております。また，世界遺産の登録を目指している四国八十八箇所遍路道でもこうした状況が見られ，これまでも自治体やボランティア団体等が一体となって，捨てられた廃棄物の回収に取り組んでいるところであります。

こうした社会状況は，都市部からの越境廃棄物を含むごみ対策が，住民自治の範疇を超えていることを示しており，財政力の乏しい過疎地等で増加傾向にあることに鑑みても，全てを市町村負担として処理することは不相当と考えられます。更に，今般の経済危機を受け，雇用対策も重要な課題であることから，ごみ撤去等の職業訓練が不要な事業には即効性があり，撤去後は監視業務の充実等に人員を移行させれば，雇用の確保にもつながることとなります。

国では，「環境保全型の地域づくり推進支援事業」や「漂流漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」を創設し，都市部や海岸部の環境保全に取り組んでいるところですが，以上の理由から，今後は，過疎地の大部分を占める山間地での環境美化対策の充実強化が必要であると考えます。

また，本県においては，本四架橋を「夢の架け橋」として，高速道路新料金を活かし，県内外の広域交流を加速させているところでもありますが，近年，自然公園内でのごみの不法投棄が増加し，本県の自然環境に対するイメージを損ねるだけでなく，環境美化に対する県民意識への悪影響も懸念されております。

地域の顔というべき自然公園の環境美化は，環境保全の取組の中でも重要な課題であり，国による積極的な財政支援が必要であると考えます。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 環境美化対策の充実強化について

地方自治体による不法投棄ごみのモデル的な撤去事業，その後の監視活動等の環境美化対策の充実強化は雇用創出効果も高いことから，財政基盤の脆弱な地方自治体への財政的支援を行うとともに，環境美化に対する意識啓発活動等への支援制度を整備するなど，所要の措置を講じてください。

### 2 不法投棄に対する自然公園法の罰則強化について

自然公園におけるゴミ投棄や廃物放置の抑止を図り，安全で快適な利用を推進し，利用者の満足度を高められるよう，現在，自然公園法で定められている特別地域等での罰則規定を強化するとともに，対象を普通地域にも拡大してください。

### 3 自然公園における環境美化対策への支援措置について

国立公園や国設鳥獣保護区，自然環境保全地域においては，グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業）により自然環境保全活動が行われており，その中で清掃活動や不法投棄ゴミの撤去も行われておりますが，この事業の対象区域を国定公園や県立自然公園にも拡大し，実施できるよう制度改正と予算措置を講じてください。

特に国定公園は国の関与も高いことから，強く要望いたします。

## 28 剣山周辺地域におけるニホンジカの食害防除対策について

県担当課（室） 西部総合県民局

### 【提言・要望の趣旨】

剣山周辺地域（国指定鳥獣保護区）におけるニホンジカの駆除及び食害が著しい箇所への防鹿柵設置等の植生回復対策を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

西日本第2位の高峰剣山やその周辺地域は、野生鳥獣の広範な生息地として国において鳥獣保護区に指定され、ニホンカモシカやツキノワグマなどが生息するとともに、キレンゲショウマやシコクフウロ、シコクシラベなどが自生する亜高山帯及び高山帯の豊かな自然や優れた景観から、年間多くの人々が訪れ、恵み多き自然の恵沢を享受しています。

近年、ニホンジカの生息数が急増し、中山間地域における農林業被害だけでなく、剣山周辺の高標高域においても、生息域の拡大とともに密度の増加による剥皮などの食害が進んでおり、当該地域に多く自生するイシツチミズキにおいては、全周が剥皮され枯死したのも見られ、特に、小径木、中径木の被害が多く、後継樹の喪失や立木本数の減少が急速に進行しております。

本県においては、ニホンジカの個体数調整のため「ニホンジカ保護管理計画」を定め、関係市町の協力のもと駆除対策に取り組んでいますが、自然林が多く、しかも高標高域にある剣山周辺地域においては、被害が拡大している状況にあります。

剣山周辺地域のニホンジカの食害をこのまま放置しておくと、自然植生や生態系が破壊され、自然環境の再生が困難となることが十分考えられることから、剣山周辺国指定鳥獣保護区におけるニホンジカの食害防除対策が急務となっております。

## 【提言・要望の具体的内容】

ニホンジカの食害防除対策を実施していますが、高標高域の剣山周辺地域においては、被害が拡大しているため、次の取組を行ってください。

- 1 剣山周辺地域（国指定鳥獣保護区）において、ニホンジカによる自然植生への甚大な被害が発生しないよう、駆除を実施すること。
- 2 剣山周辺地域（国指定鳥獣保護区）において、ニホンジカによる自然植生への食害が著しい箇所への防鹿柵設置等、植生が回復可能な措置を講じること。
- 3 ニホンジカの駆除や防鹿柵の設置・管理の実施においては、円滑な地元調整を図るため県への委託事業を創設すること。

## 【現況写真】



剣山周辺の広葉樹の剥皮状況



三嶺周辺のウラジロモミの剥皮状況



## 29 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について

担当課（室） 林業振興課，林業飛躍プロジェクト推進室，森林整備課

### 【提言・要望の趣旨】

地球温暖化防止に向け，間伐等の森林吸収源対策や森林の管理や保全対策，二酸化炭素を固定する木材利用に関して施策の創設や制度の拡充を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

県土の75%を森林が占める本県では，森林は木材の供給による地域経済の振興のみならず，県土の保全や水資源のかん養，地球温暖化の防止等の環境財として，県民生活に深く関わっております。

さらに，平成20年度からは京都議定書の第1約束期間が開始され，国民からは地球温暖化防止に貢献する森林への期待が高まるとともに，森林整備の加速的な実施が求められています。

こうしたことから，「林業飛躍プロジェクト」による間伐を積極的に進めるとともに，国有林と林業公社有林との協定に基づく森林整備を始めるなど，多様な森林施策を展開しています。

しかしながら，百年に一度といわれる経済危機の中，森林・林業を取り巻く環境へも深刻な影響が出始め，地方の危機的な財政状況とも重なり，間伐等の森林整備事業を拡大するには，森林吸収源対策の拡充・強化と森林整備に要する地方負担の軽減が必要になっています。

また，間伐材を林地に放置せずに利用することは，木材に固定された二酸化炭素が大気中に放出されず，地球環境面に貢献します。加えて，地域材を率先使用することは，川下の木材産業者や流通業者など様々な分野における経済・雇用面でも大きな波及効果をもたらします。このため，間伐などの森林吸収源対策と同時に，国産材の利用を合わせて推進することが必要であると考えます。

## 【提言・要望の具体的内容】

「京都議定書」で認められている森林による二酸化炭素吸収量の目標の達成に向けて間伐をはじめとした森林整備と国産材の利用が推進できるよう、次の対策を講じてください。

- 1 地球温暖化の防止や山村の雇用機会の創出につながる間伐を増大するため、追加的な間伐等の実施に限定されている地方債について適用範囲を拡大するとともに、間伐実施箇所がほとんど過疎地域にあることなどを考慮し、後年度の交付税比率を過疎債並に引き上げるなど地方財政措置の拡充を図ること。
- 2 林業公社有林を公的森林として捉え、その整備の推進や公社の経営改善が図られるよう、県から林業公社への県貸付金や利子補助金に充当できる地方財政措置を創設すること。
- 3 国有林と民有林（直轄治山事業地区）が一体となった区域を対象に「特定流域総合治山事業」を新規採択し、国と県とが連携して森林の保全・整備を推進すること。
- 4 森林吸収量の算定や地形図作成に不可欠な空中写真データを、国において一元的に整備するとともに、このデータを間伐の推進や森林の団地化を進める都道府県などに配備できるようにすること。
- 5 地域材を利用することの環境貢献度を定量的に評価する制度を早期に確立するとともに、カーボン・オフセットの考え方にに基づき、木材製品や木造住宅を購入した消費者に対し、木材に固定された二酸化炭素量に応じた貢献度を還元できる制度を構築すること。

## 30 地籍調査事業の促進について

県担当課（室） 農山村整備課

### 【提言・要望の趣旨】

地籍調査事業のより一層の促進を図るため、必要な措置を講ずること。

### 【徳島県の現状と課題】

地籍調査事業については、土地の境界を明確化することのほか、公共事業の円滑な推進、災害復旧の迅速化、地域での雇用創出などに効果があり、これまで着実に推進してきたところですが、その進捗率は、平成19年度末までに約25%となっており、全国平均約48%と比べると遅れている現状であり、特に山村地域での進捗率が約19%と低い状況です。

また、本県は県土に占める森林の割合が約75%と高いうえ、近年、山村地域では地権者の高齢化と過疎化の進行が著しく、土地の境界が不明になると危惧されており、枝打ちや間伐等の森林施業にも影響を与えることが懸念されています。

さらに、昨年秋からの急激な経済状況の悪化に伴い、地域の経済・雇用が低迷しているなか、特に雇用創出効果の高い地籍調査事業の事業費を倍増し、山村地域で重点的に実施することにより、新たな雇用創出と林業振興に資するよう積極的・効果的に実施することとしたところですが、今般の急激な経済状況の悪化がさらに地方公共団体の財政状況を悪化させることが想定され、地域の経済・雇用を守りつつ、地籍調査事業のより一層の促進を図るため、必要な財政措置を講じるなど、緊急的な促進策が必要となっています。

## 【提言・要望の具体的内容】

1 地籍調査事業のより一層の促進が図れるよう、次の対策を講じてください。

盧 今般の急激な経済情勢の悪化を踏まえ、緊急的に国負担率を 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げること（昭和 31 年度から 59 年度の水準）

邊 各種団体が独自に蓄積している測量情報等を、地籍調査事業において有効に活用できるよう、法務省及び林野庁等関係機関との連携を強化するなど、地籍調査事業促進の体制整備を行うこと。

蘆 特に、山村地域の地籍調査事業の促進のため、次の対策を講じること。

DGPS やデジタル方位距離計等新技术を活用した測量手法の導入  
各種測量成果の活用を可能とする公共基準点の設置

注 1)GPS ( 全地球測位システム , ジーピーエス , Global Positioning System )  
人工衛星を利用して、自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すことができる技術を用いたシステム。

注 2)DGPS ( ディージェーピーエス、Differential GPS )

位置の分かっている基準局が発信する FM 電波を利用して、GPS の計測結果の誤差を修正して精度を高める技術を用いたシステム。

注 3) デジタル方位距離計

目標地点までの距離を測定するレーザー距離計と方位角を測定するデジタルコンパスを組み合わせた測量機器。

2 また、高齢化と過疎化の進行が著しい山村地域においては、地籍調査事業に先行して実施する土地の境界保全対策を強化してください。

盧 現在、国が行っている「山村境界保全事業」の予算拡大と制度拡充を図ること。

## IV 「安全・安心とくしま」の実現



## 31 陸上自衛隊の配置について

県担当課（室） 危機管理政策課

### 【提言・要望の趣旨】

徳島県に配置する陸上自衛隊の部隊について、計画どおり配置するとともに、配置人員の増強や、装備の充実を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は、今世紀前半にもその発生が懸念されており、ひとたび大規模地震が発生いたしますと、その地震動や津波などにより、県民の生命・身体・財産に甚大な被害をもたらすものと想定されています。

徳島県においては、南海地震対策を、県政の喫緊かつ最重要課題として、対策の重点化を図り、『地域防災計画』や『徳島県地震防災対策行動計画』に基づき、地震による「死者ゼロ」を目指した、計画的な取組を進めているところであります。

また、地震ばかりではなく、平成16年の台風第10号がもたらしたような集中豪雨への対応や、さらには、「国民保護法」に基づいた、有事や大規模テロ等の危機事象への対処についても、県として積極的な役割を果たすことが求められております。

このような取組を進めるに際しては、自衛隊との連携が不可欠であり、これまでににおいても、災害派遣を想定した総合防災訓練の実施や、山林火災発生時の消火の協力依頼、さらには、国民保護に向けた体制整備について助言をいただいているところであります。

このような中、本県の長年の念願でありました、阿南市及び松茂町での陸上自衛隊の配置については、既に配備計画に基づき着実な進展が図られているところであり、南海地震をはじめとする危機事象が本県で発生した際に、県民の生命・身体・財産を守るため、県内に配置される部隊の役割は非常に大きいものであることから、県としても、配置後の部隊の活動に大きな期待を寄せております。

このため、計画どおりに部隊配置を行うとともに、配置人員の増強や、装備の充実を図るための取組を進めることが求められています。

## 【提言・要望の具体的内容】

甚大な被害をもたらす危機事象が発生した際には、自衛隊の活動なくして、県民の生命・身体・財産を守る「安全・安心とくしま」を実現することは難しいと考えております。

そのため、計画されております陸上自衛隊の配置について、次の取組を推進してください。

### 1 部隊の配置時期について

明日にも発生するかもしれない危機事象、とりわけ県民の生命・身体・財産に深刻な影響をもたらすことが想定されている東南海・南海地震に対応するため、配備計画が予定しているとおり部隊を配置すること。

### 2 部隊の配置人員の増強について

東南海・南海地震などの危機事象が発生した際に、柔軟かつ円滑な活動が実施できるよう、部隊の配置人員を増強すること。

### 3 部隊の装備の充実について

どのような種類の危機事象が発生したとしても、発生した事態に適切に対処し、県民の生命・身体・財産をしっかりと守ることができるよう、部隊装備の一層の充実を図ること。



## 32 高病原性鳥インフルエンザ対策について

県担当課（室） 畜産課

### 【提言・要望の趣旨】

高病原性鳥インフルエンザについて、養鶏農家における的確な防疫措置を行うため、感染経路の早期解明と発生予防対策の充実を図るとともに、万一発生した場合には、経営に影響を受けた養鶏農家・畜産関係事業者に係る支援対策の充実及び当該県が行う防疫措置に対し、国は全額財政支援すること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県養鶏産業は、飼養羽数が全国第5位に位置するなど、農林水産業の基幹部門であり、また、関連産業は、生産から処理・加工、流通等裾野の広い地場産業として多くの雇用を創出し、地域経済を支えています。

これまで、県では、鳥インフルエンザを「発生させない・持ち込ませない」を基本方針として、消毒の徹底（「ゼロ」のつく日は消毒日）、防疫演習の実施や防疫資材の備蓄及びウイルス検査における高度安全検査室（P3施設）の整備に努めるとともに、万一の発生に備え、各市町村等関係機関との連携強化対策にも積極的に取り組んできたところであります。

一方、国におきましては、感染経路究明チームによる原因調査や野鳥における対応技術マニュアルの作成、国内外の発生状況を踏まえた防疫対応を強化するために、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正をするなど多岐にわたる対策が講じられてきました。

しかしながら、本病のこれまでの発生状況や究明チームの調査結果から、できうる限りの自衛防疫措置を講じたにもかかわらず発生が散発していることについて、養鶏農家は不安を増すばかりであります。

畜産農家の経営安定と鶏卵・鶏肉等畜産物の安定的な供給を確保するため、万一発生した場合には、発生農家及びその周辺農家の経営支援に対し、現行制度における殺処分手当金、売上げ減少額の負担軽減対策などの一層の充実と食鳥処理場等の操業再開までの損失補てん対策を図るとともに、県の財政状況が逼迫していることを鑑み、多額の経費を要する防疫措置に対し、全額国による財政支援が望まれます。

## 【提言・要望の具体的内容】

高病原性鳥インフルエンザについて，次の対策を講じてください。

- 1 感染経路の早期解明に努めるとともに，農家段階における消毒薬を助成対象とするなど発生予防支援対策の充実を図ること。
- 2 発生農家の経営再開及び周辺農家に係る支援措置の充実を図ること。
  - 盧 発生農家に対する殺処分手当金について，処分家畜の評価額の実態に応じ全額国の負担とすること。
  - 邊 発生の通報から殺処分開始までの間に死亡した鶏も，殺処分手当金の対象とすること。
  - 藪 患畜，汚染物品の焼却に要した経費について全額国の負担とすること。
  - 盼 移動制限区域内及び区域外周辺農家に対し，風評被害も考慮した上で，経済的損失額を全額国の負担とすること。
- 3 移動制限区域内の畜産関連事業者に対する損失支援対策を講じること。
- 4 発生した場合に，当該県が行う防疫措置に対し，国は全額財政支援すること。

## 33 災害予防対策の推進について

県担当課（室） 河川整備課

### 【提言・要望の趣旨】

増大する災害リスクに対応するため、「災害予防対策」を推進するために必要な治水予算の確保を図ること。

河川環境の悪化及び治水上支障となる恐れのある段階から、水生植物（外来種）の処分に要する費用を災害対策等緊急事業推進費の対象とすること。

ソフト対策を推進するために必要な制度の充実・強化を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

平成16年には吉野川で戦後最大の洪水を記録し、那賀川では人命が失われるなど大災害が発生しました。昨年は台風による被害はありませんでしたが、県南部では集中豪雨により床上浸水被害が発生しています。

一方で昨年は少雨の影響もあり、河川において外来種の水生植物（ボタンウキクサなど）が異常繁殖し、河川環境が悪化し青ノリの養殖やシジミ漁の支障となりました。

災害による被害の最小化を図るためには、災害が発生した後に対策するのではなく、未然に防止する予防対策が効率的・効果的です。また、災害発生時においても被害を最小限に止めるため、予防対策を強力に推進する治水予算を積極的に確保する必要があります。

爆発的な繁殖力を持つ外来種の水生植物は河川環境の悪化の原因となるうえ、流水を阻害し治水上の支障となったり舟運にも影響を与えるなど様々な問題が想定されます。このような災害を未然に防ぐため、災害対策等緊急事業推進費の対象として対応する必要があります。

さらに、地球温暖化による気候の変化により豪雨の激化など外力が増したり、今まで冬場に枯死していた外来種の水生植物が越冬するなど、これまで以上にリスクは増大してくると想定されており、ハード整備だけで災害を完全に防ぐことは困難です。既存施設の能力を最大限に発揮させるためには外来種の水生植物の適正な処分、避難のための情報提供及び予警報システムの充実・強化などのソフト対策を組み合わせる推進することが重要です。

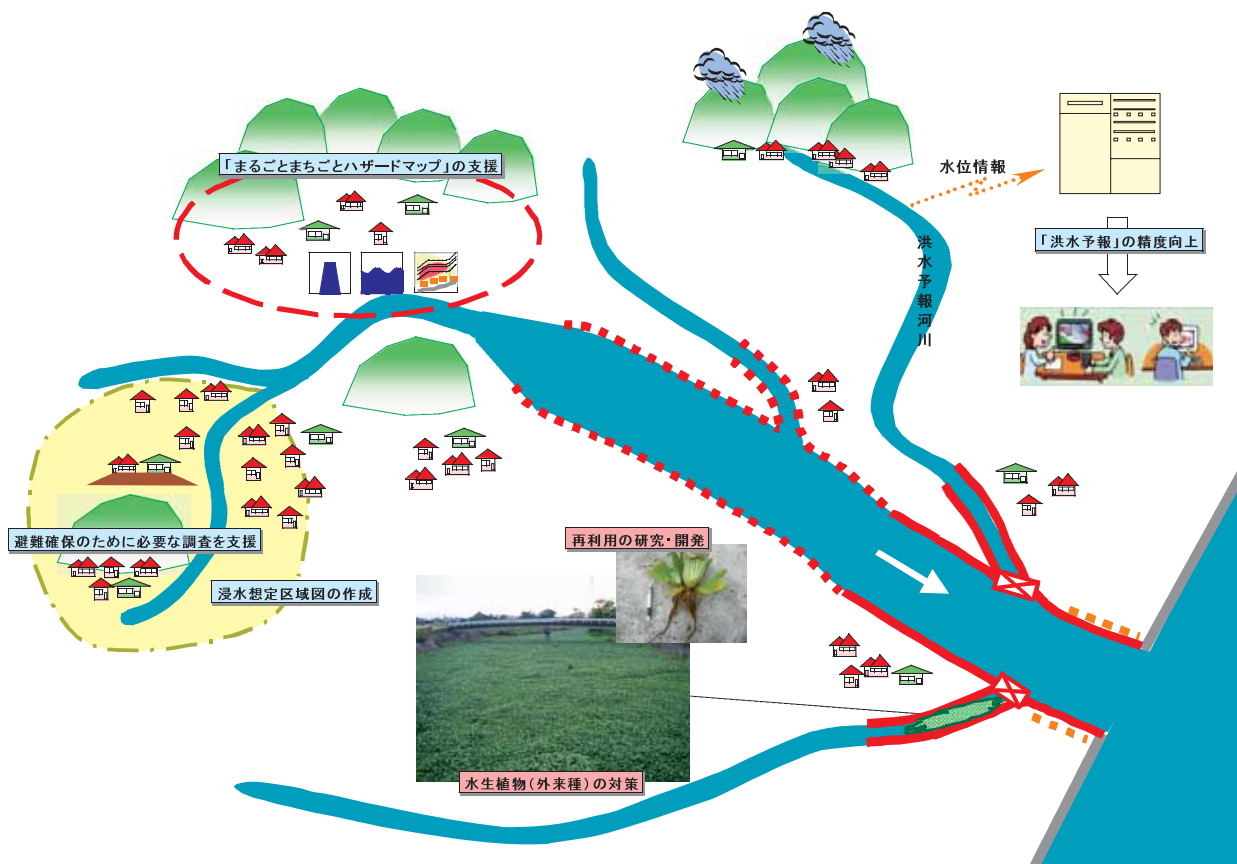
これまで、補助事業を活用し浸水想定区域の指定や迅速な避難の確保を図るために必要な調査を進めて住民に周知を図って参りましたが、必ずしも周知が徹底しているとはいえません。現地に浸水深や避難場所が表示できる「まるごとまちごとハザードマップ」や「ユビキタスネットワーク技術」を活用した防災情報の提供は、「いつでも・どこでも・誰でも」入手できる防災情報であり、減災対策に有効です。

さらに、洪水予報を「より高い精度」での発令や洪水被害の発生状況や社会情勢の変化を踏まえ、新たに洪水予報河川や水位周知河川に指定するなどの取組を引き続き推進することも重要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

- 1 増大する災害リスクに対応するため、「災害予防対策」を推進するために必要な「治水予算の確保」を図ってください。
- 2 河川環境の悪化及び治水上支障となる恐れのある段階から、水生植物（外来種）の処分に要する費用を災害対策等緊急事業推進費の対象としてください。
- 3 ソフト対策を推進するために必要な制度の充実・強化を図ってください。
  - 盧 現地に浸水深や避難場所が表示でき「いつでも・どこでも・誰でも」入手できる防災情報として「まるごとまちごとハザードマップ」の作成・支援を補助対象とすること。
  - 邊 より精度の高い洪水予報を行うために、洪水予報に用いる解析モデルの精度を高めるための費用を補助対象とすること。
  - 藪 洪水被害の発生状況や社会情勢の変化に伴い、新たに洪水予報河川や水位周知河川に指定する必要が生じた河川については、引き続き、浸水想定区域の指定や迅速な避難の確保を図るために必要な調査を補助対象とすること。
  - 貯 水生植物（外来種）の再利用方法について研究・開発を図ること。

### 参考 「災害予防対策」の推進イメージ



## 34 港湾施設の戦略的維持管理を行うための財政支援について

県担当課（室） 港湾空港企画課

### 【提言・要望の趣旨】

港湾施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図るための戦略的維持管理が実施できるよう、港湾施設統合補助事業における「事業費枠の拡大や事業採択基準の緩和」及び「補助率の嵩上げ」並びに「一般公共事業債の充当」など財政支援制度の拡充を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県においては、高度経済成長期に集中投資した港湾施設の老朽化が進行しており、今後、施設の維持管理費及び更新費用が増大することが予想されます。そこで、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、従来の事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理（＝戦略的維持管理）への転換が求められています。このため、本県及び国土交通省では、平成 20 年度から港湾施設の維持管理計画（長寿命化計画）策定に取り組んでいるところであり、県有・国有施設ともこの維持管理計画に基づき、施設の維持管理及び更新を行う必要があります。

しかしながら、財政基盤の脆弱な地方公共団体にとって、港湾施設の維持管理・更新に伴う費用の増大により、計画どおりに実施することが厳しい状況にあります。

こうしたことから、港湾施設の戦略的維持管理を行うに当たり、港湾施設改良費統合補助事業の「事業費枠の拡大及び事業採択基準の緩和」と併せて「補助率の嵩上げ」と「一般公共事業債の充当」など財政支援について配慮していただく必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

港湾施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図るための戦略的維持管理が実施できるように、財政基盤が脆弱な地方公共団体における支援措置として港湾施設改良費統合補助事業の制度拡充を図ってください。

- 1 高度経済成長時に集中投資した施設の修繕が今後、増えていくことから、修繕に係る「事業費枠の拡大」及び「事業採択基準の緩和」を図ること。
- 2 「補助率の嵩上げ」を港湾法に規定されている限度枠まで行うこと。  
重要港湾：現行の補助率「 $1/3$ 」から、「 $1/2$ （小規模施設は $4/10$ ）」に  
地方港湾：現行の補助率「 $1/3$ 」から、「 $4/10$ 」に
- 3 機能強化以外の部分的な補修について「一般公共事業債の適用（交付税措置を含む）」を行うようにすること。

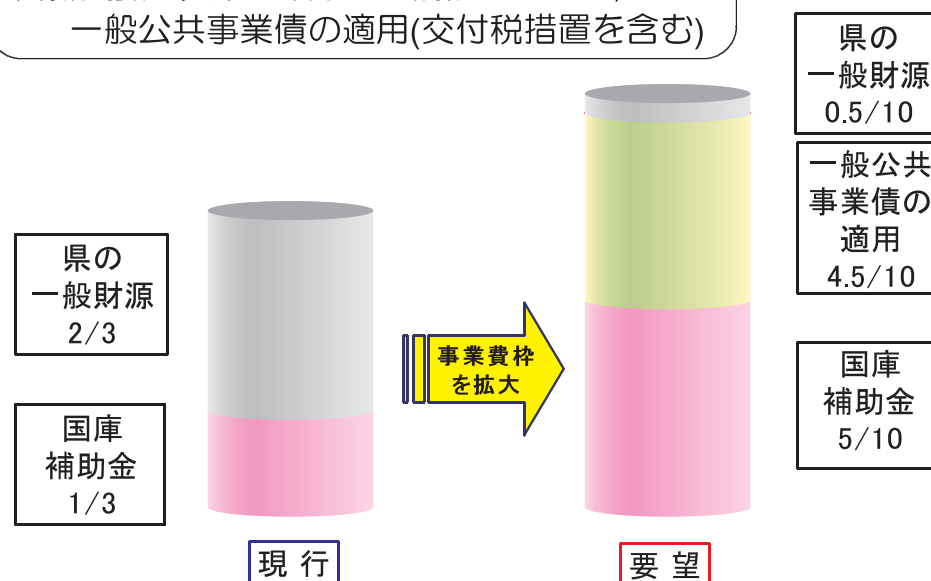
## 【事業概要図】

港湾施設改良費統合補助事業制度拡充のイメージ

- ◇事業費枠の拡大
- ◇採択基準の緩和

- ◇補助率の嵩上げ(港湾法規定の限度枠まで拡大)  
 $1/3 \rightarrow 1/2(4/10)$

- ◇機能強化以外の部分的な補修について、  
一般公共事業債の適用(交付税措置を含む)



# 35 南海地震対策について

## 1 南海地震対策について

県担当課（室） 危機管理政策課，南海地震対策課，水産課，森林整備課  
住宅課，道路整備課，高規格道路課，河川整備課，砂防防災課  
港湾空港企画課，南部総合県民局

### 【提言・要望の趣旨】

南海地震の発生に備えた，地震・津波対策の強化及び必要な財政上の措置を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は，今世紀前半にもその発生が懸念されており，地震調査研究推進本部が平成 21 年 1 月 1 日を基準日として公表した南海地震の発生確率値は，今後 30 年以内に 50%程度から，50%～60%に更新されたところであり，本県においては，地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

また，本県は，「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき，県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」として指定されています。

本県では，南海地震対策を，喫緊かつ最重要課題の一つとして，県政の推進方策を示した「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」に位置づけ，「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指す「とくしま・ゼロ作戦」を積極的に展開するなど，対策の重点化を図り，目標を定め，計画的に対策を推進しています。

平成 18 年度からの 10 年間を計画期間とした，「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し，前期 5 年間では，揺れと津波による「死者ゼロ」を目指し，強力に取り組を進めているところであり，県民の防災意識の高揚を図るため「とくしま地震防災県民会議」を設立するとともに，地震防災対策について県民の行動指針となる「とくしま地震防災県民憲章」の制定や，「防災拠点等となる県有施設耐震化計画」を策定するなど，着実な取組を行っているところです。

強い揺れの後，直ちに津波の来襲することが予想される本県では，地震情報はもとより津波情報の一層の迅速化，高度化が求められるとともに，津波避難施設や安全な避難路の整備などの津波避難対策や自助・共助による地域防災力の向上，海岸保全施設の整備，学校等公共施設や住宅の耐震化が急がれるところです。

さらには，地域防災計画で指定した「緊急輸送道路」は，孤立化を防止し，救急救助や応急対策活動に不可欠な道路であることから，急傾斜地崩壊等から住居や緊急輸送道路を防護するなどの保全対策とともに，早急な整備が望まれております。

このほか，被災者生活再建支援制度等については，真に活用できる制度とすることが強く求められています。

主管省庁局名	内閣府，総務省自治財政局，消防庁，文部科学省研究開発局，林野庁，水産庁，国土交通省都市・地域整備局，河川局，道路局，住宅局，港湾局，気象庁
関係省庁等名	日本高速道路保有・債務返済機構，西日本高速道路株式会社
関係法令等	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，地震防災対策特別措置法，被災者生活再建支援法，建築物の耐震改修の促進に関する法律，公営住宅法，道路法，港湾法，砂防法，地すべり等防止法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，海岸法，森林法

## 【提言・要望の具体的内容】

地震防災対策に必要な次の施策を推進してください。

### 1 地震・津波に関する調査・観測体制の強化並びに伝達体制の整備について

地震・津波による被害を大幅に軽減するためには、地震や津波に対する情報の精度を向上させ、住民や防災関係機関等に迅速に伝えることが重要である。そのため、南海地震の想定震源域に地震・津波・地殻変動に関する詳細データをリアルタイムで入手できる高密度の海底観測網を早期に整備し、東海地震並みに調査観測の体制を図るとともに、精度の高い津波予報警報、緊急地震速報を住民等へ伝達できる体制の整備を図ること。

### 2 孤立化が予想される中山間地等の通信手段の確保について

平成 20 年岩手・宮城内陸地震では道路の寸断などで孤立集落が発生し、孤立化が予想される中山間地等における通信手段の確保など、防災対策の必要性が改めて認識された。

本県においても、農業・漁業集落あわせて 390 箇所の集落で孤立が予想されているため、地震及び津波により孤立のおそれがある中山間地や沿岸部の集落について、最近の技術的動向を踏まえた通信手段の確保について、事業を実施する自治体に対して補助制度を創設するなど、財政支援を図ること。

### 3 中山間地等におけるヘリコプター駐機スペースの確保について

孤立化が予想される中山間地等では、災害時の救助活動や物資輸送においてヘリコプターが重要な役割を果たすことになるため、ヘリポートにも活用できる公園・広場等の整備など、孤立化が予想される中山間地等におけるヘリコプター駐機スペースの確保について、事業を実施する自治体に対して補助制度を創設するなど、財政支援を図ること。

### 4 防災拠点等となる公共施設等の耐震化の促進について

地震等の大規模な災害が発生した場合に、救援・救護等の災害応急の活動の拠点となる庁舎や学校校舎・体育館等については、初動対応及び応急対応が支障なく開始できる活動拠点としての機能が確保できるよう、建物や設備が損傷を受けない耐震性を有することが最も大切な条件であり、耐震性能が不足する施設については、早急に耐震改修を行う必要があるため、交付金制度の創設や地方財政措置の拡充など、支援制度の充実を図ること。

### 5 住宅ストックの耐震化の促進について

住宅ストックの利活用のための耐震改修等支援の充実を図るため、次の措置を講じること。

盧 木造住宅の耐震化促進のため、東南海・南海地震防災対策推進地域等においては、住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅の耐震改修補助に係る所得要件を撤廃すること。

邊 公営住宅等の耐震改修等の促進のため、公営住宅等ストック総合改善事業における家賃対策補助の期間を延長すること。

(全面改善：5年 10年，耐震改修：3年 7年など)



## 6 大規模地震対策における港湾の国直轄事業負担金の軽減について

震災直後の人命救助はもとより，復旧完了に至るまでの被災地生活や国内の経済・産業に及ぼす多大な影響に鑑み，一定の幹線貨物輸送（複合一貫輸送）を担う耐震強化岸壁の整備に係る直轄工事については，特定重要港湾（国際海上コンテナ輸送）並みに国の負担割合（2 / 3）を嵩上げするなど，地方負担の軽減を図ること。

## 7 津波避難場所など，高速道路施設用地の一部利用について

高速道路は 緊急輸送道路の確保や救急患者の搬送時間の短縮による「命の道」として，早期整備が求められているとともに，津波避難場所や災害時の活動拠点施設としての活用も望まれていることから，

盧 四国横断自動車道が通過する津波避難困難地域において，緊急時に高速道路の盛土部等を津波避難箇所としても利用できるよう，より具体的な検討を進めること。

邊 災害対応拠点施設として，サービスエリア・パーキングエリアを活用し，防災拠点としての利用が図られるよう，詳細の検討を進めること。

藪 既設の高速道路について，緊急出入口の整備促進を図ること。

## 8 被災者生活再建支援制度の充実等について

盧 被災者生活再建支援制度に係る住宅再建支援制度の充実を図るため，対象となる自然災害に係る戸数の要件緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど，真の被災者支援となるよう必要な措置を講じること。

邊 災害に係る住家の被害認定を，迅速かつ円滑に実施できるよう「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による被害認定方法の簡素化を図ること。

地震防災対策に必要な財政措置及び事業の整備を促進してください。

## 1 緊急輸送道路等の整備の促進について

盧 四国横断自動車道 阿南～鳴門間や地域高規格道路 阿南安芸自動車道をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。

邊 高速道路，直轄国道及び県・市町村管理の緊急輸送道路をはじめとする幹線道路における橋梁の耐震補強を重点的・計画的に実施するために必要な予算を措置すること。

藪 緊急輸送道路を保全対象に含む砂防関係事業，並びに道路災害防除事業等に必要な予算を措置すること。

## 2 海岸保全施設の整備の促進について

津波による被害を防止・軽減するための海岸保全施設強化対策を促進すること。

## 3 治山施設機能強化事業の対象地区の拡充について

津波による被害を防止・軽減するため，既存の治山施設（防潮堤）を有効活用し，その機能強化が図られるよう「治山施設機能強化事業」の対象地区に，治山施設の存する潮害防備保安林区域を加えること。



## 35 南海地震対策について

### 2 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく支援の延長・拡充等について

県担当課（室） 南海地震対策課

#### 【提言・要望の趣旨】

地震防災対策を推進するため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて実施される事業に係る財政上の特別措置を延長・拡充するとともに、その対象事業を拡大すること。

#### 【徳島県の現状と課題】

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,434人をはじめ、負傷者43,792名、住家被害約64万戸と我が国に甚大な被害を与えました。

国においては、この大震災での教訓を踏まえ、総合的な地震防災対策を強化するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」を施行し、同法に基づき、都道府県において、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「地震防災緊急事業五箇年計画」が策定されており、国はこの計画に基づいて実施される消防用施設の整備や公共施設等の耐震化など、一部の地震防災対策緊急事業に対し、補助率の嵩上げや交付税措置など財政上の特別措置を講じているところであります。

これまで、第1次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8年度～平成12年度）、第2次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13年度～平成17年度）及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）が全ての都道府県において策定され、2回にわたり、国の補助又は負担割合の特別措置の適用期間の延長が行われてきました。

本県においても、切迫性が高まりつつある南海地震に備えるため、第1次計画に150,957百万円、第2次計画に217,435百万円、第3次計画に158,682百万円を計上し、積極的に地震防災対策を推進しております。

いつ、どこで起きるかも知れない地震に備えるためには、引き続き、「地震防災緊急事業五箇年計画」に係る財政上の特別措置の適用期間の延長・拡充が強く求められています。

## 【提言・要望の具体的内容】

地震や津波の被害を軽減するため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設整備が促進されるよう、次の施策を推進してください。

- 1 地震防災対策を推進するため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて実施される事業に係る財政上の特別措置の延長・拡充を図ること。
- 2 特に、津波避難困難地域の解消を推進するため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に津波避難施設の整備を追加し、補助率の嵩上げや地方財政措置の拡充など、支援措置の充実を図ること。

## 【特別措置の延長・拡充】

次項目「学校施設の地震防災対策の促進について」の概要図の例を参照

## 35 南海地震対策について

### 3 学校施設の地震防災対策の促進について

県担当課（室） 施設整備課

#### 【提言・要望の趣旨】

東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる公立幼・小・中学校の地震防災対策について、地震防災対策特別措置法に基づく特例措置の延長と財政支援の拡充を図ること。

#### 【徳島県の現状と課題】

本県では、全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、県内小・中学校の90%以上の学校施設が地域住民等の避難所に指定されていますが、同施設の耐震化率は48%(幼稚園の耐震化率36%)程度であり早急に耐震化を進める必要があります。

しかしながら、耐震化の事業を実施するには多大な費用負担を要するため、耐震化促進の大きな阻害要因となっています。

国においては、中国・四川大地震で多くの学校施設が倒壊したことを受けて、Is値(構造耐震指標)0.3未満の公立幼・小・中学校施設の耐震化に対する国庫補助率の引き上げと、地方財政措置の拡充がなされました。しかしながら、本県の公立小中学校施設のうち、耐震性を有していない施設の約8割がIs値0.3以上となっているため、Is値が0.3以上0.7未満の耐震性を有していない施設に対して、県独自の財政支援制度「公立学校施設耐震化緊急支援制度」を創設し、国と一体となって市町村に対する支援を行い、平成22年度末で耐震化率75%を目指しています。

今後、早期に公立幼・小・中学校施設の耐震化を完了させるため、地震防災緊急事業五箇年計画と同計画に基づく特例措置を延長するとともに、各市町村が積極的に取り組めるような制度の拡充と耐震化に対する継続的な国の事業量の確保や財政支援等が必要であります。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 特例措置の延長及び財政支援の拡充について

公立幼・小・中学校施設の地震防災対策推進のため、地震防災緊急事業五箇年計画と同計画に基づく事業の特例措置の延長を図ってください。

また、同計画に基づく事業でIs値（構造耐震指標）0.3以上の施設についても、現行制度のIs値0.3未満と同様に算定割合の嵩上げをおこなうとともに、財政上の特例措置の拡大（起債充当率、交付税算入率）について、災害復旧並みとするよう、財政支援措置の拡充を図ってください。

### 2 交付金の重点配分について

公立幼・小・中学校施設において、東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる地震防災対策については、交付金の重点配分を行ってください。

### 3 補助金の算定方法及び耐震診断等に係る制度の拡充について

公立幼・小・中学校施設の耐震性を確保するための耐震化工事を行うにあたり必要となる工事費に見合う補助金の算定を行ってください。

また、耐震診断（第2次診断以上）および実施設計に係る経費について単独で交付する交付金制度の拡充を図ってください。

## 【算定割合嵩上げと財政支援措置拡充の概要図】

区 分			現 状	要 望
Is 値 0.3 未満	算定割合	非木造の幼・小・中学校（校舎・園舎・屋内運動場）の補強	2 / 3	H23以降も継続
		非木造の幼・小・中学校（校舎・園舎・屋内運動場）の改築	1 / 2	H23以降も継続
	補強	起債充当率	90%	100%
		交付税算入率	67%	95%
	改築	起債充当率	90%	100%
		交付税算入率	67%	95%
Is 値 0.3 以上	算定割合	非木造の幼・小・中学校（校舎・園舎・屋内運動場）の補強	1 / 2 (幼は現状 1 / 3)	2 / 3
		非木造の幼・小・中学校（校舎・園舎・屋内運動場）の改築	1 / 3 (幼は現状 1 / 3)	1 / 2
	補強	起債充当率	75%	100%
		交付税算入率	50% (幼：0%)	95%
	改築	起債充当率	75%	100%
		交付税算入率	50% (幼：0%)	95%

## 35 南海地震対策について

### 4 地震防災対策用資産の取得に関する支援について

県担当課（室） 南海地震対策課

#### 【提言・要望の趣旨】

南海地震の発生に備えた，施設管理者等の事業者が行う地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置の延長・拡充を図ること。

#### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は，今世紀前半にもその発生が懸念されており，地震調査研究推進本部が平成 21 年 1 月 1 日を基準日として公表した南海地震の発生確率値は，今後 30 年以内に 50%程度から，50%～60%に更新されたところであり，本県においては，地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

また，本県は，「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき，県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」として指定されています。

本県では，南海地震対策を喫緊かつ最重要課題の一つとして，県政の推進方策を示した「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」に位置づけ，「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指す「とくしま - ゼロ作戦」を積極的に展開するなど，対策の重点化を図り，目標を定め，計画的に対策を推進しています。

さらに，平成 18 年度からの 10 年間を計画期間とした，「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し，前期 5 年間では，揺れと津波による「死者ゼロ」を目指し，強力に取り組を進めているところでもあります。

この行動計画の理念である「死者ゼロ」を実現するためには，県民や事業者，行政がそれぞれの役割に応じて主体的に防災対策に取り組むことが不可欠です。このうち事業者においては，自らの被害を最小限に抑える取組を進めることはもとより，地域住民の避難場所として，また，地域の応急・復旧作業の拠点となるなど「共助」の担い手としての役割が期待されています。

地震や津波から地域住民の安全と安心を守るためにも，事業者の防災用資機材の取得や外部階段などの施設整備を促進させる必要があります。

主管省庁局名 内閣府，財務省主税局，総務省自治税務局

関係法令等 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，租税特別措置法，所得税法，法人税法，地方税法

## 【提言・要望の具体的内容】

施設管理者等の事業者が行う地震防災対策用資産の取得が促進されるよう、次の施策を推進してください。

- 1 固定資産税の課税標準の特例措置を延長・拡充すること。
- 2 地域防災計画や津波避難計画などにおいて、公的に位置付けられた津波避難ビルの外部階段や防災用資機材倉庫なども幅広く特例措置の対象資産とすること。



## 36 津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充・統合について

県担当課（室） 水産課，河川整備課，港湾空港企画課

### 【提言・要望の趣旨】

津波・高潮危機管理対策緊急事業を平成22年度以降も継続するとともに海岸堤防の質的改良も実施できるように制度の拡充や統合を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は今世紀前半にもその発生が懸念されており，本県においては地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害の発生が予測されています。

また，社会資本整備審議会により平成20年6月にまとめられた「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方」(答申)の中でも，海面の上昇により高潮による危険性の増大や海岸侵食がより進行すると想定されています。このため，今後，海岸堤防の倒壊による被害が増加する恐れが高くなっています。

これらの災害から県民の生命・財産等の被害を未然に防ぐためには，海岸堤防の倒壊や不等沈下を防ぐなど，海岸線の防護機能の強化を図ることにより防御ラインを確保することが重要です。

既設海岸堤防の耐震調査をはじめとするソフト対策については「津波・高潮危機管理対策緊急事業」の中で実施し，補強対策を行っています。しかし，調査費は「事業計画の総事業費の概ね2割」の範囲とされているため，この条件を満足するだけの補強対策を行う必要があります。

また，この耐震調査の結果，嵩上げや液状化対策が必要と判断されても，これらの対策は質的改良と見なされるために当該事業の対象とはならず，別の「海岸耐震対策緊急事業」により整備をしなければなりません。

このため，一つの海岸堤防において2つの事業により補強対策と液状化対策を別々に行う状況となっており，補助制度の拡充や統合による事務手続きの簡素化が必要となっております。

## 【提言・要望の具体的内容】

1 「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を平成 22 年度以降も継続するとともに，海岸堤防の質的改良も実施できるように制度の拡充や統合を図ってください。

盧 耐震調査の結果，補強対策だけでなく液状化対策や嵩上げ等の質的改良も必要と判断されれば，その対策についても「津波・高潮危機管理対策緊急事業」の補助対象とすること。

邊 事業計画の総事業費に占めるソフト対策費の割合に関する制限を緩和すること。

## 37 住宅ストックの利活用のための耐震改修等支援の充実について

県担当課（室） 住宅課

### 【提言・要望の趣旨】

南海地震対策等の地域の課題に対応した住宅政策の一層の推進が図れるよう、住宅の耐震改修補助に係る所得要件の撤廃や、公営住宅等ストック総合改善事業における家賃対策補助期間の延長を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

住生活基本法の制定により、新たな住宅政策はストック重視の観点から組み立てられている中で、本県におきましては、南海地震に備え、新耐震基準以前に建てられた木造住宅の耐震化や、県営住宅の耐震性確保に向け積極的に取り組んでいます。

本年度から「住宅・建築物安全ストック形成事業」は、地域住宅交付金の基幹事業に位置付けられたところですが、住宅の耐震改修補助に所得要件があるため、事業主体である県下全ての市町村が制度を活用することが難しくなっております。

また、公営住宅の耐震改修は緊急の課題であるものの、入居者にとって面積増加や利便性向上等の便益増加にならず、公営住宅の入居対象者も考えると、耐震改修に伴う家賃引上げは困難であります。

主管省庁局名 国土交通省住宅局

関係法令等 建築物の耐震改修の促進に関する法律、公営住宅法、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法、公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱等

## 【提言・要望の具体的内容】

住宅ストックの利活用のための耐震改修等支援の充実を図るため、次の措置を講じてください。

- 1 木造住宅の耐震化促進のため、東南海・南海地震防災対策推進地域等においては、住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅の耐震改修補助に係る所得要件を撤廃すること。
- 2 公営住宅等の耐震改修等の促進のため、公営住宅等ストック総合改善事業における家賃対策補助の期間を延長すること。  
(全面改善：5年 10年，耐震改修：3年 7年など)

## 【現況写真】



耐震改修が必要な金沢団地6・7号棟（S.53年建設：144戸）

## 38 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業などの採択基準の緩和について

県担当課（室） 都市計画課

### 【提言・要望の趣旨】

公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の長寿命化事業を行う場合は、対象となる「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」「都市公園事業」の採択基準を緩和すること。

### 【徳島県の現状と課題】

県内の公共施設は、高度経済成長期に合わせ、整備が急速に進められ、現在までに、道路、河川、港湾など、相当量のストックが蓄積されてきました。

なかでも、本県及び県内各市町の都市公園では、1970年代から、運動公園の陸上競技場や野球場などを中心に数々の施設が整備され、現在も運営しています。

しかし、整備後三十数年が経過し、老朽化した各公園施設は、適切な維持管理を図ることにより、今後とも、公園利用者の便益を確保していく必要に迫られています。

本県や県内市町における最近の財政事情には、非常に厳しいものがあり、このままでは、適切に公園施設の維持管理が行われず、県民が公園を利用する面で重大な影響を及ぼすおそれも強くなってきています。

そのため、公園施設の維持管理においても、最小費用で最大効果を上げることができる、効率的で効果的なシステムを構築するとともに、これに必要な財源を確保していくことが不可欠となっています。

公園施設の維持管理における最適なシステムとして、公園施設長寿命化計画を策定するとともに、公園施設のより一層の長寿命化が図れるように、対象となる「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」「都市公園事業」の採択基準の緩和が是非必要であると考えます。

## 【提言・要望の具体的内容】

地方公共団体が管理する都市公園における公園施設について、適切に維持管理を行い、既存ストックの長寿命化を推進するため、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「都市公園事業」事業費要件（現在、単年度の国費ベースで、都道府県事業が 30 百万円以上、市町村事業では 15 百万円以上）について緩和してください。

## 39 高速道路施設用地の津波避難場所としての一部利用について

県担当課（室） 高規格道路課

### 【提言・要望の趣旨】

四国横断自動車道の盛土部等を津波避難場所としても利用できるよう、整備促進を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は、今世紀前半にもその発生が懸念されており、地震調査研究推進本部が平成 21 年 1 月 1 日を基準日として公表した南海地震の発生確率値は、今後 30 年以内に 50%程度から、50%～60%に更新されたところであり、本県においては、地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

このため、本県では、平成 18 年 3 月に「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し、「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」との理念のもと、地域防災力の向上や津波避難対策の推進などの諸施策を重点的に取り組んでいるところです。

中でも、高速道路は、緊急輸送道路の確保や救急患者の搬送時間の短縮による「命の道」として早期整備が求められているとともに、津波待避場所や災害時の活動拠点としての活用も望まれていることから、平成 19 年 8 月に徳島県と西日本高速道路株式会社との間で「大規模災害時における相互協力に関する協定」を締結したところです。

特に四国横断自動車道は、徳島市内の津波避難困難地域を通過することから、地域住民の安全と安心を守るため、盛土部等を津波避難場所としても利用できるよう早期に整備促進を図る必要があります。

主管省庁局名 国土交通省道路局

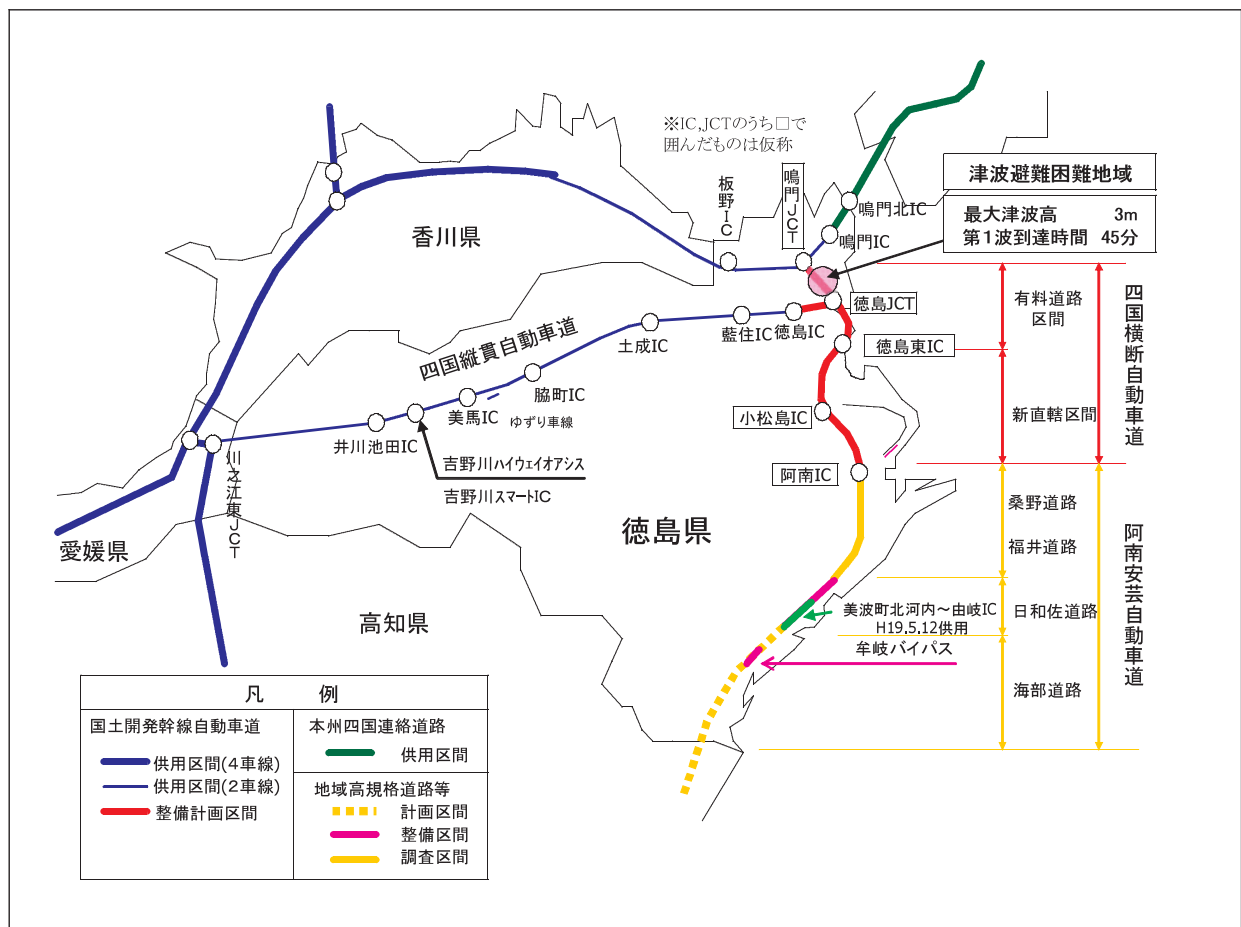
関係省庁等名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、西日本高速道路株式会社

関係法令等 道路法、国土開発幹線自動車道建設法、高速自動車国道法、道路整備特別措置法、道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律、高速道路株式会社法、日本高速道路保有・債務返済機構法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、地震防災対策特別措置法

## 【提言・要望の具体的内容】

徳島市川内地区は吉野川・今切川の河口部に位置する広大な低地帯であることから、津波発生時には約380世帯・1,100人の避難が困難になると想定されています。

つきましては、四国横断自動車道が通過する徳島市川内地区において、津波避難困難地域を解消するため、緊急時に高速道路の盛土部等を津波避難場所としても利用できるよう、整備促進を図ってください。





## 40 大規模地震対策における港湾の国直轄事業負担金の軽減について

県担当課（室） 港湾空港企画課

### 【提言・要望の趣旨】

港湾は、震災時において、緊急物資の大量搬出入が可能で、被災直後の避難者輸送はもとより、広域的に被災地生活や社会・経済の復興を支援できることから、港湾の大規模地震対策は国が果たすべき重点施策であり、施設の整備に係る国直轄事業負担金の軽減を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

港湾は、背後に多くの人口・資産が集積し、地域の防災力の向上を担っています。

特に、本県では、急峻な山々と大河川に囲まれた地形的要因によって、震災から人命や財産を直接防護する港湾の役割は非常に重要です。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、内陸の交通手段が被害を受けたため、緊急物資等の輸送において海上輸送が重要な役割を果たしました。

この教訓も踏まえ、切迫する東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備えて、県下3港に5バースの耐震強化岸壁を配置し、既に4バースの整備に取り組んでいます。

なかでも、重要港湾徳島小松島港は、背後圏に県都徳島市を擁し、人口約46万人を抱えることから、災害に強い海上輸送ネットワークの機能強化が強く求められており、残る1バースの整備が喫緊の課題となっています。

さらに、この岸壁は、複合一貫輸送に対応したもので、被災直後の啓開用建設機械等の海上輸送に充てられ迅速かつ的確な救助活動が支援できること、岸壁背後にターミナルビルや駐車場が一体的に整備され救援・復旧支援基地に適した条件を備えていること、及び震災による物流機能の麻痺が背後圏のみならず国内の社会経済活動へ与える影響が大きいこと等を勘案すると、大規模地震対策施設の整備に係る国の財政支援について配慮していただく必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

震災直後の人命救助はもとより，復旧完了に至るまでの被災地生活や国内の経済・産業に及ぼす多大な影響に鑑み，一定の幹線貨物輸送（複合一貫輸送）を担う耐震強化岸壁の整備に係る直轄工事については，特定重要港湾（国際海上コンテナ輸送）並みに国の負担割合（2 / 3）を嵩上げするなど，地方負担の軽減を図ってください。



## 41 ダム管理施設の戦略的な維持管理と長寿命化の推進について

県担当課（室） 流域振興課

### 【提言・要望の趣旨】

河川管理施設の長寿命化に対する補助制度と同様に，ダム管理施設についても，予防保全の考え方を導入した戦略的な維持管理により，ライフサイクルコストの縮減を図るとともに，施設の長寿命化が計画的に行えるよう補助制度を創設すること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県管理ダムをはじめ，全国的に管理開始から長期間を経過したダムが今後急激に増加する中，ダムを適正な状態で，その機能を安定的に発揮させるためには，設備を定期的に点検し，その点検結果に基づき，適時適切な設備の更新や修繕工事を実施することが重要となってきました。

しかし，設備の更新や修繕工事には相当の経費を要しますが，現在の補助制度は，設備の単純更新や修繕工事には適用されないため，計画的な設備の更新や修繕が困難な状況であり，国の補助制度が是非とも必要な状況です。

そこで，予防保全の考えに立った戦略的な維持管理を推進するためには，ライフサイクルコストの最小化と長寿命化に向けた計画の策定，及びそれに基づく延命化対策の実施が不可欠であることから，平成 21 年度に創設された河川管理施設の長寿命化に対する河川管理施設機能確保事業と同様に，ダム管理施設の長寿命化に向けた補助制度の創設が望まれます。

## 【提言・要望の具体的内容】

ダム管理施設の維持・更新費用の増大が見込まれる中において、予防保全の考え方を導入した維持管理を推進するため、ライフサイクルコストの最小化と長寿命化に向けた計画を策定した上で、その計画に基づく延命化に必要な対策が着実に実施できるよう、平成 21 年度に創設された河川管理施設の長寿命化に対する補助制度と同様に、ダム管理施設の長寿命化に向けた補助制度の創設を図ってください。

- 1 ダム管理施設のライフサイクルを考慮した設備の点検・整備等の計画策定に対する補助制度を創設すること。
- 2 当該計画に基づき、設備の塗装・修繕や機器・部品の更新等、施設の延命化が計画的に行えるよう、補助制度を創設すること。

## 42 吉野川・那賀川直轄河川改修事業等の推進について

県担当課（室） 流域振興課

### 【提言・要望の趣旨】

吉野川水系河川整備計画を早期に策定するとともに、吉野川・那賀川の直轄河川改修事業等を計画的に推進すること。

また、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ることは、国が本来果たすべき役割であり、災害を未然に防ぐ予防対策についても確実に実施すること。

### 【徳島県の現状と課題】

吉野川・那賀川は、四国を代表する大河川です。

本県は台風常襲地帯にあり、両河川が国内でも屈指の多雨地域にあることなどから、度重なる洪水の氾濫被害を受けています。平成 16 年の台風 23 号では、吉野川において戦後最大の洪水を記録し、上流部の無堤地区で氾濫被害、下流部で内水被害が発生し、また、那賀川においても無堤部を中心に広い範囲で洪水被害が発生しました。その後も洪水被害は繰り返されており、両河川における治水安全度の向上が喫緊の課題となっています。

一方、両河川の水資源は、農業用水や都市用水に幅広く利用され、流域の生活や産業、経済活動に多大な恵みを与えています。しかし、平成 17 年には、吉野川の早明浦ダムや那賀川の長安口ダムで利水容量がゼロになり、那賀川流域の工業関係被害が約 68 億 5 千万円となるなど、過去に類をみない異常渇水に見舞われており、利水安全度の向上が望まれています。

さらに、豊かな自然を有する河川環境の保全も重要な課題となっています。

こうした両河川が抱える治水・利水・環境の諸課題を解決するため、吉野川においては、地域の意見が反映された河川整備計画が早期に策定されるとともに、両河川において、河川整備計画に基づく改修事業が着実に実施される必要があります。

特に、那賀川については、平成 19 年度から長安口ダムが国直轄管理となり、ダムの改造事業に着手されたことから、その効果の早期発現のためにも、事業の促進について配慮していただく必要があります。

これらの河川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であると考えており、大規模災害時の危機管理だけでなく、災害を未然に防ぐ予防対策を国が責任を持って果たす必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 吉野川の河川整備について

盧 これまでの台風や洪水による被害状況に鑑み，早期に河川整備計画を策定してください。

邊 直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。

吉野川の岩津上流地区及び旧吉野川地区における無堤部の解消を重点的に推進すること。

吉野川の内水対策を推進すること。

吉野川の岩津下流地区における重要水防箇所の解消のための堤防補強を推進すること。

蘆 吉野川第十堰については，抜本的な第十堰の対策のあり方について検討を進めるとともに，現堰の適切な補修に努めてください。

### 2 那賀川の河川整備について

河川整備計画に基づき，無堤部の解消など，直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。

### 3 長安口ダム改造事業について

長安口ダムの放流能力の増強及び堆砂除去等の推進を図ってください。

### 4 国直轄事業について

災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ることは，国が本来果たすべき役割であることから，災害を未然に防ぐ予防対策を確実に実施してください。

## 43 港湾・海岸整備について

県担当課（室） 港湾空港企画課

### 【提言・要望の趣旨】

複合一貫輸送の充実・強化や魅力あふれる港湾空間を創出するため、陸海の結節点となる徳島小松島港沖洲（外）地区において、「複合一貫輸送ターミナル整備事業」「マリニピア沖洲第2期事業」の整備推進に必要な予算の確保を図ること。

東南海・南海地震等による津波から、尊い人命や財産等を防護するため、直轄事業である撫養港海岸の着実な整備促進を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

#### 1 徳島小松島港沖洲（外）地区における「複合一貫輸送ターミナル整備事業」「マリニピア沖洲第2期事業」の整備促進

徳島小松島港沖洲（外）地区は、四国8の字ネットワークと東京～北九州海上輸送との結節点となるため、四国の貨物が集積し、安定的かつ低廉な輸送が確保されます。当地区を拠点として、ものづくり企業の成長と雇用の安定につながるよう、物流機能の充実・強化による地域経済の活性化が期待されています。

こうしたことから、「複合一貫輸送ターミナル整備事業」における岸壁の整備と「マリニピア沖洲第2期事業」における臨港道路の整備及び四国横断自動車道用地造成の早期完成に向け、着実な事業促進が求められています。

#### 2 撫養港海岸（鳴門市）の整備促進

撫養港海岸は、護岸築造後、約40年が経過し、老朽化の進行や平成7年の阪神淡路大震災により、亀裂や護岸背後の水叩きの陥没が見受けられます。さらに、南海地震は今後30年間で50%～60%と高い確率で発生が予測されています。また、同海岸は砂地盤であるため地震発生時には液状化の恐れがあり、極めて危険な状態であります。

こうしたことから、撫養港海岸整備事業は、平成20年3月に工事着手されました。今後は、背後住民が一日も早く、安全・安心して生活できるよう、事業の着実な整備促進が求められています。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 複合一貫輸送の充実・強化や魅力あふれる港湾空間を創出するため、陸海の結節点となる徳島小松島港沖洲（外）地区「複合一貫輸送ターミナル整備事業」「マリンピア沖洲第2期事業」の整備を推進するため、必要な予算を確保してください。



- 2 東南海・南海地震の発生に備え、直轄事業である撫養港海岸の整備を促進してください。





## 44 土砂災害対策の推進について

県担当課（室） 砂防防災課

### 【提言・要望の趣旨】

ハード・ソフト一体となった効果的な土砂災害対策を推進するため、必要な予算の確保と補助制度の拡充を図ること。

また、地球温暖化など気候変動に伴う集中豪雨に対応するため、土砂災害警戒情報の高度化を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では、中央構造線をはじめとする活断層が東西に走り、それらの影響で急峻な地形、脆弱な地質が形成され、加えて県下全域が台風の常襲地帯であることから、これまで土砂災害により、幾多の生命と財産が失われております。また、近年地球規模の気候変動に伴う異常豪雨の増加や、今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震など、土砂災害に対する県民のリスクはますます高まっております。

このため、土砂災害対策として、「災害時要援護者関連施設」や「避難所」、「緊急輸送路」などを保全するハード対策と、土砂災害防止法に基づく「危険箇所の周知」や「警戒避難体制の整備」などのソフト対策にも取り組んでおります。

しかしながら、県下には 13,001 箇所の土砂災害危険箇所があり、このうちハード整備率は約 24%と低いうえ、ソフト対策として取り組んでいる土砂災害警戒区域の指定率も、約 5%と低いため、住民の安全、安心の確保に課題があります。

また、ハード整備を進める一方、築後 40 年を経過した砂防堰堤については、設計基準が古く、安全性に問題があることから、抜本的な補強や耐震性の確保を図る必要があります。

さらに、平成 19 年度より県と気象台が共同で発表している「土砂災害警戒情報」については、市町村の避難勧告発令や住民の自主避難等に十分活用されておらず、さらなる予測精度の向上が求められております。

主管省庁局名 国土交通省河川局

関係法令等 砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 【提言・要望の具体的内容】

ハード・ソフト一体となった効果的な土砂災害対策を推進するため、必要な予算の確保と補助制度の拡充を行ってください。また、地球温暖化など気候変動に伴う集中豪雨に対応するため、土砂災害警戒情報の高度化を図ってください。

- 1 築後40年以上経過した砂防堰堤については、現行の設計基準に適合するよう安定性や耐震性を確保し、長寿命化を図る必要があるため、抜本的な補強が実施できるよう総合流域防災事業の制度を拡充すること。
- 2 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、必要な予算の確保を図るとともに、県の厳しい財政状況を勘案し、負担軽減のため、補助率の引き上げを図ること。
- 3 土砂災害警戒情報については、市町村が行う避難勧告や、住民の自主避難の判断基準として十分に活用されるよう、現行の予測範囲をさらに細かくするとともに、避難時間が十分確保できるよう、予測精度の向上を図ること。

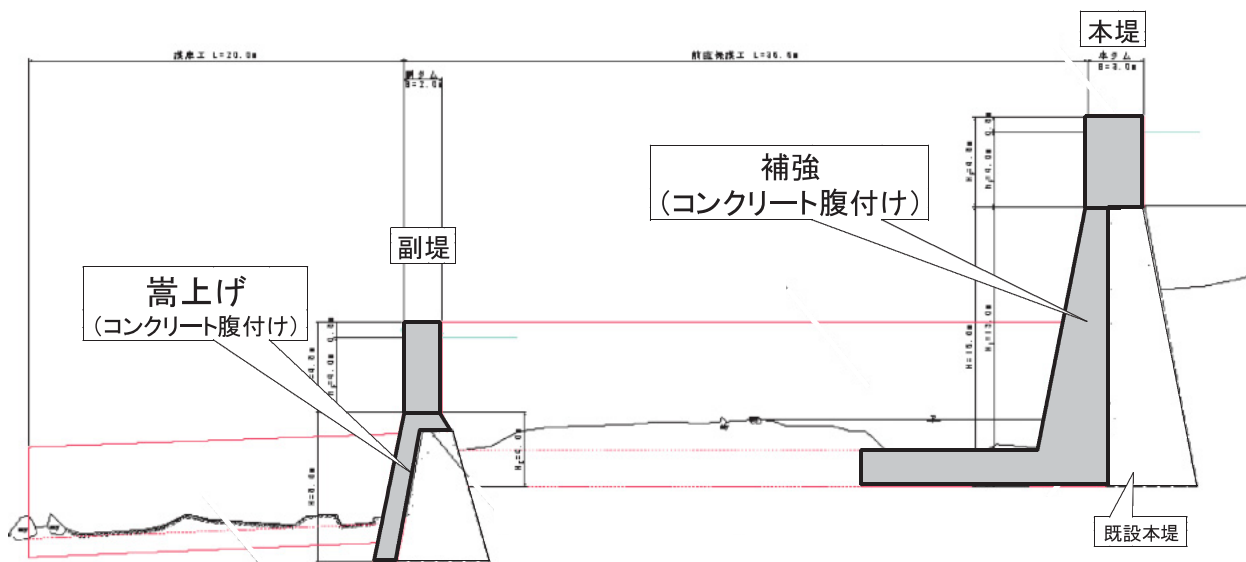
### 徳島県の砂防えん堤（補助）の補強対策 対象箇所数 （単位：基）

	貯水なし	貯水あり（補強対象）			合計
		重力式	アーチ式	計	
砂防えん堤基数	1,083	21	5	26	1,109

#### 事例

- ・ 溪流名 1級吉野川水系 山口谷（三好郡東みよし町中庄）
- ・ 施設 山口谷砂防えん堤 形式 アーチ式 高さ15.0m、長さ70.0m  
昭和33年度工事着手，昭和37年度完成

山口谷砂防えん堤 補強計画図(縦断面)



## 45 里山砂防の推進について

県担当課（室） 砂防防災課

### 【提言・要望の趣旨】

流域の森林整備と一体となった砂防工事を実施するため、補助砂防事業の制度拡充を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県の森林面積は県土全体の75%を占めており、また、土石流の危険性のある土石流危険渓流が2,244箇所あることから、これまで森林部局と砂防部局で事業区分を定め、双方が連絡調整を図りながら、森林部局においては、森林の保続培養と森林生産の増進を図るための山地治山事業などを、砂防部局においては、土砂の生産を抑制し流送土砂を抑止調整する通常砂防事業などを進めてきたところです。

しかしながら、近年、中山間地においては過疎化・高齢化が進み、林業の後継者不足や山林の手入れ不足などにより、山林の荒廃が進み、土砂の流出とともに、流木により下流域への被害が発生するなど、森林のもつ防災機能の低下が大きな課題となっております。

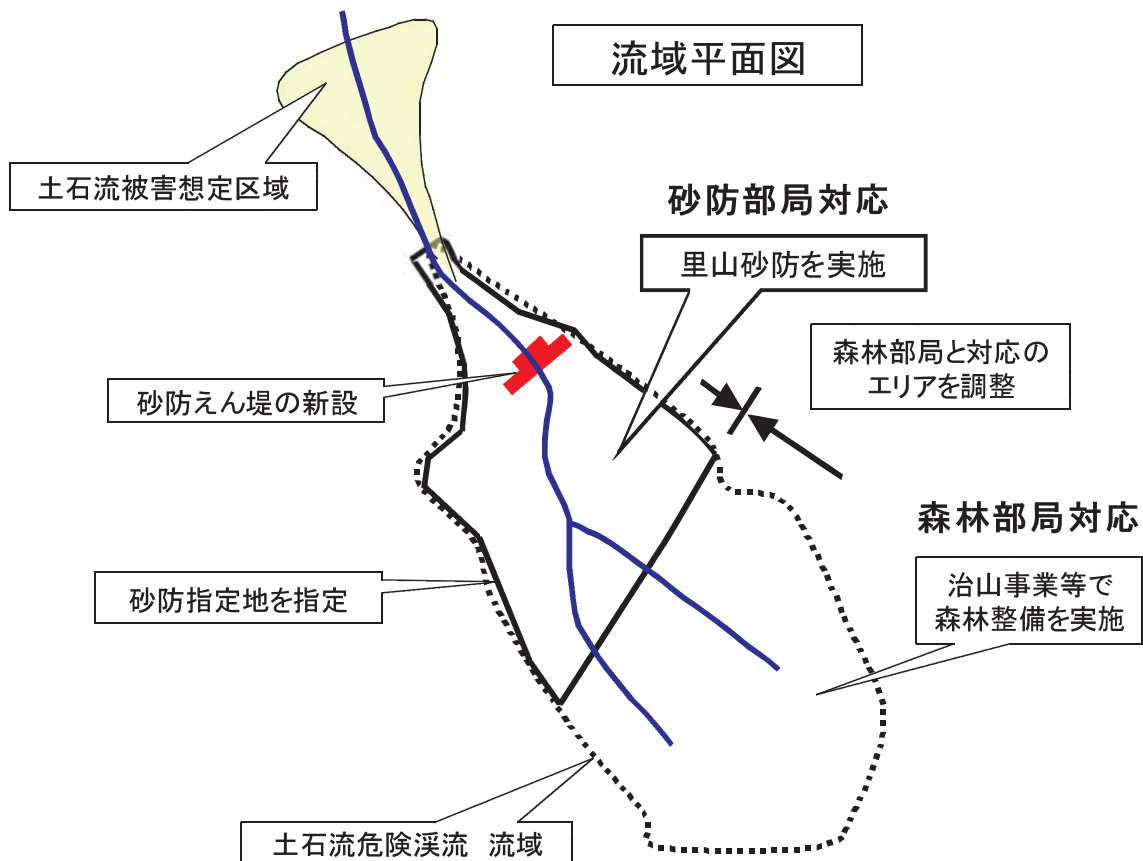
よって、荒廃した流域を面的に整備するためには、森林部局と砂防部局が共同して取り組む必要があります。

このため、従来の「砂防事業と治山事業の取扱いについて」を柔軟に運用し、森林部局と対応エリアを調整し、砂防事業においても森林整備に取り組むことにより、従来からの施設整備と合わせて、一体的な流域の保全を図り、中山間地に住む人々の雇用や安全・安心を確保する必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

中山間地域において，新たな雇用の創出を図るとともに，流域が一体となった森林整備を実施し，土砂・流木の発生を抑制するため，従来からの砂防設備の整備に加えて，砂防指定地内で施工する山腹保育工（植栽、人工林の手入れ等）を補助対象としてください。

## 【事業概要図】



## 46 災害対策等緊急事業推進費の拡充強化について

県担当課（室） 道路整備課

### 【提言・要望の趣旨】

死傷事故や全面通行止による孤立集落発生など地域に多大な影響を与えた事故が発生した場合に、直ちに復旧工事等の対策が実施できるように、「災害対策等緊急事業推進費」の制度の拡充を図ること。

また、「災害対策等緊急事業推進費」について、地方負担の平準化及び軽減を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

災害の対策事業としては、異常な天然現象によって被災を受けた公共土木施設の復旧については河川等災害復旧事業、また、再度災害防止のため緊急に実施すべき事業については「災害対策等緊急事業推進費（災害対策の部）」があり、これらの事業により対策を講ずることが可能となっています。

しかし、異常な天然現象によらず落石や山腹崩壊等が発生した場合は、両事業には該当しないため、地方単独費で対応せざるを得ない状況であり、地方自治体が緊急に大規模な復旧工事を実施するには国からの財政支援が不可欠であります。

そこで、異常な天然現象によらず落石や山腹崩壊等が発生し、死傷事故や全面通行止による孤立集落発生など地域に多大な影響を与える事故が発生した場合に、直ちに復旧工事等の対策が実施できるように、「災害対策等緊急事業推進費」の制度を拡充していただくことが必要であります。

さらに、このような突発的な事故についての予算措置について、極めて厳しい財政状況下にあっては地方負担の平準化及び軽減をしていただくことが必要であります。

そこで、「災害対策等緊急事業推進費」の地方負担について、国の補正予算と同様の地方財政措置を講じていただくことが是非とも必要であります。

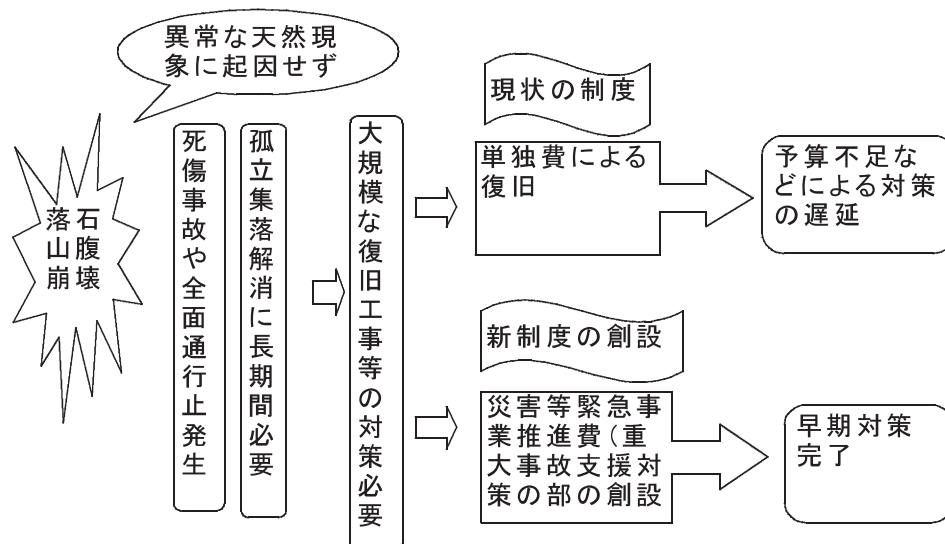
## 【提言・要望の具体的内容】

異常な天然現象を起因としない事象で死傷事故や全面通行止による孤立集落発生など地域に多大な影響を与えた事故が発生した場合に、直ちに復旧工事等の対策が実施できるように「災害対策等緊急事業推進費」の制度の拡充を図ってください。

また、「災害対策等緊急事業推進費」について、地方負担の平準化及び軽減を図ってください。

- 1 死傷事故や全面通行止めなどにより孤立集落の解消に長期間を要する事故を対象とする「災害対策等緊急事業推進費（重大事故支援対策の部）」を創設すること。
- 2 「災害対策等緊急事業推進費（重大事故支援対策の部）」について、直ちに復旧工事等の対策が実施できるように適宜緊急配分を実施すること。
- 3 「災害対策等緊急事業推進費」の地方負担について、補正予算と同様の地方財政措置を講じること。

落石により死傷事故発生



## 47 養殖ブリ・カンパチの原産地表示について

県担当課（室） 水産課

### 【提言・要望の趣旨】

他県で育成された種苗を仕入れて、成魚に育成出荷する養殖ブリ・カンパチについては、養殖地での増重量が種苗生産地よりはるかに大きいという特性があることから、養殖地を原産地として表示できるようにすること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県のブリ・カンパチ養殖は、他県で約1年間育成された中間魚を種苗として導入し、県内の養殖場で8カ月程度育成して成魚として出荷しており、この間、魚体重1～1.5kgで導入された種苗は、品質の向上を図りながら、3倍以上の4～5kgの成魚にまで育成されます。

このような短期間に増重させる養殖方式は、水温低下により越冬できない瀬戸内海の海域特性を背景に本県で行われているもので、ブリ・カンパチの成長特性にも適合した方式となっています。

ここで、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」と呼ぶ）の原産地表示の基本的な考え方によれば、最も長い育成期間を過ごした種苗育成地の県名で表示することになりますが、養殖地での増重が種苗地より遙かに大きい本県のブリ・カンパチ養殖の場合、食品としての品質が形成された場所と異なる、消費者が原産地表示に期待するものと一致しない表示となってしまいます。

一方、農林水産省と厚生労働省が設置している「食品の表示に関する共同会議」の議論によれば、他県から種苗を導入し養殖するものの表示例として、「他県で育成された種苗（第1段階）を仕入れて、成魚に育成（第2段階）して出荷する場合、第1段階は養殖期間に含めない。」との解釈が示されています。

しかし、この解釈は、品質表示基準や運用に当たっての指針に示されておらず、成魚への育成段階をもって原産地表示できることを、本県を始め、瀬戸内海でブリ・カンパチ養殖にあたる業者に周知するとともに、消費者の意識と乖離した表示とならないよう早急に改める必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

種苗（稚魚等）生産地と養殖地が異なる養殖水産物の場合、種苗と養殖の期間の長短や、その間の増重量など多様な生産実態があり、「最も育成期間の長い養殖地の県名を表示」との一般ルールを機械的に当てはめると、必ずしも消費者が原産地と考えるものと一致しない場合があり、実態に即した原産地表示ができるよう次の措置を講じてください。

- 1 他県で育成された養殖ブリ・カンパチの種苗（第1段階）を仕入れて、成魚に育成（第2段階）して出荷する場合、第1段階は養殖期間に含めないという解釈を、「生鮮食品品質表示基準 Q & A」に反映し、生産者に周知・指導すること。
- 2 種苗として導入された養殖ブリ・カンパチは、養殖地での増重量が種苗地よりはるかに大きいという特性があることから、育成期間の長短によらず、養殖地を原産地として表示できるようにすること。



## 48 地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について

県担当課（室） 生活衛生課，畜産課

### 【提言・要望の趣旨】

地方自治体における獣医師の確保を図るため，待遇改善や既存制度の見直しを図ること。  
また，自治体事務に即応できる獣医学生を育成するため，獣医学教育のカリキュラムの見直しを図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

県民生活の多様化と高度化の中で，獣医師の社会的責務が増大し，高度な専門知識と技術が要請される中，獣医学教育の6年生一貫教育が行われ，新制度での卒業生を社会に迎え19年が経過したところであります。しかしながら地方自治体に勤務する獣医師の給与をはじめとする勤務条件は，ほとんど改善されることなく今日に及んでおります。

また，地方自治体勤務を希望する獣医師が激減し，獣医師の確保が困難となっており，食の安全・安心等，県の果たすべき業務に将来，支障が生じるものと危惧されます。

今日，地方自治体の獣医師が取り組んでいる業務は，公衆衛生分野において，日常，食肉として直接口にする肉や牛乳，魚介類などの食品の衛生監視業務，ヒトの健康を守るために必要な生活環境の衛生にかかわる監視・指導業務，狂犬病等の動物とヒトが共通して感染する人畜共通感染症の予防業務等があり，また，農林水産分野においては，畜産物の生産振興及び安定供給を図るため，家畜伝染病予防法に基づく防疫措置や家畜改良増殖法に基づく高品質畜産物の生産拡大等を行うとともに，畜産物の安全性確保のため，衛生管理指導，動物用医薬品の適正指導等に取り組んでおります。

このように地方自治体が果たすべき重要な業務を獣医師が担っており，自治体における獣医師の確保は喫緊の課題と考えます。

### 【提言・要望の具体的内容】

- 1 勤務獣医師を取り巻く環境改善を図るため，国においても医師と同等の給与表を制定してください。
- 2 と畜場法を見直し，と畜検査員にスーパーバイザー制度を導入してください。
- 3 公衆衛生，家畜衛生分野における獣医師の果たすべき役割や必要性について，大学のカリキュラムを充実する等の措置を行ってください。

## 49 地域における医療の確保・充実について

県担当課（室） 医療政策課

### 【提言・要望の趣旨】

地域における医療の提供が危機的状況となっていることを踏まえ、都道府県が取り組む医師・看護師の養成・確保対策に対する支援をさらに充実・強化するとともに、安全で安心の医療が提供できる体制を確保するため、国の責任において、抜本的な制度の見直し及び実効性のある施策を早急に講ずること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県においては、へき地や中山間地域における医師不足や、産科・小児科・救急・外科などの特定診療科における医師不足が、年々深刻化し、極めて憂慮すべき状況となっています。

特に、県南部・県西部においては、地域の医療を支える公立・公的病院の医師不足が顕著であり、診療体制の縮小に加え、内科医等の不足から救急患者の受入を休止するなど、地域における医療の提供が極めて厳しい状況となっています。

さらに、分娩取扱を休止・中止する医療機関が相次ぎ、本年4月からは、6つの2次保健医療圏のうち3つの医療圏において、お産ができる病院が無くなるという危機的な状況に陥っています。

また、本県においては、がんによる死亡率が昭和56年以降第1位を占め、死亡者数・死亡率とも増加傾向にあるとともに、糖尿病による死亡率は、平成5年から平成18年まで14年連続で全国ワースト1位となるなど、がん・糖尿病看護に関する専門的な知識及び技術を有する看護師の育成が急務となっています。

このような状況を踏まえ、本県では、「医師・看護師の養成・確保」、「勤務環境の改善」、「県民への意識啓発」、「即戦力となる医師の確保」など、あらゆる施策を総合的に展開し、医療提供体制の確保に積極的に努めているところです。

しかしながら、財政的・制度的な問題があり、県独自の対応には限界があることから、国の責任において、抜本的な対策の実施と都道府県に対する更なる財政支援が必要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

地域における医療の提供が危機的状況となっていることを踏まえ、「安心と希望の医療確保ビジョン」に基づく各種施策を着実かつ迅速に推進し、都道府県が取り組む医師・看護師の養成・確保対策に対する支援をさらに充実・強化するとともに、地域において安全で安心の医療が提供できる体制を確保するため、国の責任において、抜本的な制度の見直し及び実効性のある施策を早急に講じてください。

### 1 救急医療体制の確保

盧 救急医療現場における、いわゆる「時間外診療患者」の減少を図るためには、開業医の協力が不可欠であることから、早朝・夜間等に診療を行う診療所に対する診療報酬加算措置の更なる充実を図ること。

邊 地域住民の安心を確保し、救急医療を担う医師の負担軽減を図るため、小児救急電話相談事業（# 8000）を拡大し、成人の緊急時における相談や医療機関案内等を行う、全国統一の「救急医療電話相談」の導入を推進すること。

### 2 ドクターヘリ運用に係る財政支援の充実・強化

盧 ドクターヘリは、救命率の向上など多大な効果が期待できるにも関わらず、財政負担が大きく、単独県での導入は困難であることから、徳島県では、消防防災ヘリにドクターヘリ機能を導入し、運用を行っているところである。

消防防災ヘリを活用し、救命医療の充実を図る都道府県の取組みに対し、厚生労働省及び消防庁が連携し、十分な財政支援を講じること。

邊 全国でドクターヘリ（専用機）の導入が進んでいないことに鑑み、「ドクターヘリ導入促進事業」の補助率嵩上げなど、都道府県の負担が最小限となるよう助成制度の拡充を図ること。

### 3 公立・公的医療機関における医師の確保

盧 国においては、これまでの方針を転換し、医師養成数増の取組みを進めていただいているが、公立・公的医療機関の勤務医師不足をはじめ、深刻化する「地域による偏在」、  
「診療科における偏在」を解消するため、関係府省が緊密に連携し、一貫性、継続性を持った卒前・卒後教育が行われるよう、医師養成のあり方について抜本的な見直しを行うこと。

邊 徳島県では、公立・公的病院の勤務医師の負担軽減を図り、安心して医療が受けられる体制を確保するため、県医師会と連携し、開業医が支援・協力する体制の構築を進めているところである。

当該取組が円滑かつ効果的に実施できるよう、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、医師を派遣する場合の手續

を簡素化するとともに、へき地等に限定されている派遣先を公立・公的病院まで拡大するなど、要件の緩和措置を講じること。

邊 政策医療を担う公立・公的医療機関の医師の勤務環境が過酷となっていることを踏まえ、医師の業務内容に見合った診療報酬上の評価を行い、報酬の一部を医師の給与に充てる「ドクターフィー」を導入するなど、勤務医師の処遇改善を図ること。

#### 4 都道府県が行う医師確保対策への財政支援の充実・強化

盧 厳しい財政状況において、都道府県が独自に取り組んでいる様々な医師養成・確保対策に対し、十分な財政支援を講じること。

邊 国立大学法人が設置する病院は、医育機関としての役割のみならず、地域において、政策的な医療を提供する重要な役割を担っていることから、都道府県から大学病院に対する助成が速やかに実施できるよう「地方財政再建促進特別措置法」規定の更なる緩和措置を図ること。

#### 5 健康保険鳴門病院の公的存続

社会保険病院である健康保険鳴門病院は、県北部の拠点病院として、様々な政策医療を提供する重要な役割を果たしており、地域住民にとって、なくてはならない病院であることから、譲渡先の選定に当たっては、地元自治体、住民の意見を十分反映し、公的な病院として存続できるよう配慮すること。

#### 6 外国人医師の活用

盧 「東海地震」、「東南海・南海地震」の同時発生など、多発的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師等が、被災地で即時に救命医療に従事することができるよう受入体制の整備を図ること。

邊 日本の医師免許を有しない外国人医師は、現行制度上、臨床修練制度の活用により国内での診療行為が可能とされているが、診療に当たっては、様々な制約が課されている。

医師不足が深刻となっている地域の医療を確保するため、外国人医師が公的医療機関においても診療ができるよう制度の規制緩和措置を講じること。

#### 7 専門看護師及び認定看護師等の養成に対する支援の拡大・充実

看護師が専門性を十分に発揮し効率的な医療の提供ができるよう、専門看護師、認定看護師の普及・拡大を図る必要があるが、認定看護師は研修を受けられる大学などが首都圏に多く期間も6か月と長いことから、派遣する医療機関の負担が大きい。看護師が研修を受講しやすいよう、「専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業」も含め、研修受講期間中の代替職員の人件費補助等の財政支援を講じること。



## 50 難病に係る治療研究事業の安定的な実施について

県担当課（室） 感染症・疾病対策室

### 【提言・要望の趣旨】

難病に係る治療研究事業を安定的に実施するため、法制化等を早期に行い、国の責務及び負担を明確にすること。

### 【徳島県の現状と課題】

難病に係る治療研究事業については、国の難病対策の大きな柱として位置づけられ、本県でも「特定疾患治療研究事業」をはじめとする事業を実施し、難病患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減してきました。

このうち「特定疾患治療研究事業」については、平成 20 年度末時点で 4,738 人の方を対象に 843,833 千円の医療費の公費助成を行っていますが、当該事業については法令等の規定に基づかない要綱事業であり、制度の位置付けが特に不安定なものとなっています。

事業の安定化と適正化を趣旨として、国が行った平成 15 年 10 月 1 日の制度改正においても法令等の位置付けがなされず、対象経費の増加に見合う予算措置が講じられなかったことから、本県においては、医療費の公費助成について約 175,000 千円（平成 20 年度）の超過負担を余儀なくされている状況にあります。

難病に係る治療研究事業については、都道府県に裁量の余地はなく、国の責務として行うべき事業であり、制度を安定的に実施し、難病患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するためには、早期に法制化等を行ない、国の責務及び負担を明確にすることが必要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

- 1 難病の治療研究事業について，早期に法制化等を行い，国の責務を明確にすること  
患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するため，「特定疾患治療研究事業」をはじめとする難病の治療研究事業について，早期に法制化等を行なうとともに，国の責務及び負担を明確にしてください。
  
- 2 医療費の公費助成について  
難病の治療研究事業のうち，「特定疾患治療研究事業」については，県の裁量の余地がなく，国の責務として行うべき事業であるにもかかわらず，医療費の公費助成に係る超過負担が継続しております。  
事業を安定的に実施し，患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するため，国の負担を明確にし，必要な財政措置を講じてください。